

2023年5月12日

各 位

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
会 社 名 S B I ホールディングス株式会社
(コード番号8473 東証プライム)
代 表 者 代表取締役 会長 兼 社長 北 尾 吉 孝
問い合わせ先 常務執行役員 経理・財務担当 勝 地 英 之
電 話 番 号 0 3 - 6 2 2 9 - 0 1 0 0 (代 表)

会 社 名 S B I 地 銀 ホールディングス株式会社

株式会社 SBI 新生銀行株式 (証券コード: 8303) に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

SBIホールディングス株式会社(以下「SBIHD」といいます。)及びSBIHDの完全子会社であるSBI地銀ホールディングス株式会社(本店所在地:東京都港区、代表取締役:森田俊平。以下「公開買付者」といい、SBIHDと併せて「SBIHDら」といいます。)は本日付の各取締役会決議に基づき、以下のとおり、公開買付者が、株式会社SBI新生銀行(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場、証券コード:8303、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本資料は、SBIHDによる有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、公開買付者がSBIHD(公開買付者の完全親会社)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

記

1. SBI地銀ホールディングス株式会社の概要

① 名 称	SBI地銀ホールディングス株式会社
② 所 在 地	東京都港区六本木一丁目6番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森田 俊平
④ 事 業 内 容	(1) 銀行および銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務

	(3) 前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務
⑤ 資 本 金	30,100,000,000 円 (2023 年 5 月 12 日現在)

2. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、SBIHDグループ（下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」にて定義しております。以下同じです。）に属する企業やSBIHDグループの投資先企業が有する商品・サービス・ノウハウ等を活用しつつ、地域金融機関に直接出資することで、地域金融機関の収益力強化とそれに伴う企業価値向上を図ることを主な目的として、2015年8月25日に設立された株式会社であり、本日現在、その発行済株式の全てをSBIHDに所有されております。本日現在、公開買付者は対象者株式を102,159,999株（所有割合（注）：50.04%）所有しており、対象者を連結子会社としております。なお、SBIHDは、本日現在、対象者株式を直接には所有しておりません。

下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のとおり、この度、SBIHDらは、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式並びに預金保険機構（所有株式数26,912,888株、所有割合：13.18%）及び株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」といいます。）（所有株式数20,000,000株、所有割合：9.80%）が所有する対象者株式（預金保険機構及び整理回収機構が所有する対象者株式を、以下、総称して「本不応募株式」といいます。）を除きます。）を取得することにより、対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとする非公開化を目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2023年5月12日開催のSBIHDの取締役会及び2023年5月12日付の公開買付者の取締役会決議において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（注） 「所有割合」とは、対象者が2023年5月12日に公表した「2023年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2023年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（205,034,689株）から、対象者が所有する同日現在の自己株式数（889,718株）を控除した株式数（204,144,971株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。）をいいます。以下同じです。

また、SBIHDは、本公開買付けに際し、預金保険機構、整理回収機構及び対象者との間で、2023年5月12日付で、対象者に注入された公的資金（詳細については、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）の取扱いに関する契約書（以下「本四者間契約」といいます。）を締結し、本取引後の公的資金の取扱いについて合意しております。また、SBIHDは、本公開買付けに際し、預金保険機構及び整理回収機構との間で、2023年5月12日付で、本四者間契約に関する覚書（以下「本株主間

覚書」といいます。)を締結し、預金保険機構及び整理回収機構が、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同及び株主に対する応募推奨の意見を決議及び公表しており、これが撤回又は変更されていないことを条件として、本公開買付けに本不応募株式を応募しないこと、また、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載されている、対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施するために本臨時株主総会(下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」にて定義しております。以下同じです。)において上程される本株式併合(下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」にて定義しております。以下同じです。)に関する議案に対して賛成の議決権を行使すること等を合意しております。本四者間契約及び本株主間覚書の詳細については、下記「(3)本公開買付けに係る重要な合意等」をご参照ください。

SBIHDらは、本公開買付けにより対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとする非公開化を企図しているため、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりません。

また、下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、SBIHDらは、本公開買付けにより対象者の非公開化を実現することは、対象者グループ(下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」にて定義しております。以下同じです。)を含むSBIHDグループの持続的な企業価値向上に資するのみならず、公正な価格での売却機会を与えられる対象者の少数株主の皆様にとっても利益があると考えているため、当該非公開化を確実に実施するために、本公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しておりません。これに関して、本公開買付けにおいては、対象者の筆頭株主(2023年3月31日現在)である公開買付者の所有する対象者株式(102,159,999株)の割合が大きい(所有割合にして50.04%)ことに加えて、対象者の第2位株主(2023年3月31日現在)である預金保険機構(所有株式数26,912,888株、所有割合:13.18%)及び第3位株主(2023年3月31日現在)である整理回収機構(所有株式数20,000,000株、所有割合:9.80%)についても本公開買付けに応募しない旨を合意しているため、本公開買付けにおいて買付けが予定されている対象者株式の数(55,072,084株)の割合が小さく(所有割合にして26.98%)、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定すると、第三者が対象者株式を買い集めること等により、少ない数の株式取得によって本公開買付けの成立を容易に妨害することが可能となるため、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本取引を通じて株式を売却することを希望する対象者の少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考えております。また、本スクイーズアウト手続の一環として本株式併合を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされておりますが、公開買付者が所有する対象者株式(102,159,999株、所有割合:50.04%)に係る議決権数(1,021,599個)及び本臨時株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使することをSBIHDとの間で合意している預金保険機構及び整理回収機構が所有する対象者株式(預金保険

機構26,912,888株（所有割合：13.18%）、整理回収機構20,000,000株（所有割合：9.80%）に係る議決権数（預金保険機構269,128個、整理回収機構200,000個）の合計（1,490,727個）は、対象者決算短信に記載された2023年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（205,034,689株）から、対象者が所有する同日現在の自己株式数（889,718株）を控除した株式数（204,144,971株）に係る議決権の数（2,041,449個）の3分の2を超えていることから、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しなくても、本スクイーズアウト手続を確実に実行できると考えております。

上記のとおり、本公開買付けにおいて買付予定数の上限及び下限を設定していないため、公開買付者は、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。

公開買付者は、対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとする非公開化を目的としているため、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式並びに預金保険機構及び整理回収機構が所有する対象者株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、本スクイーズアウト手続を実施することにより、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式並びに預金保険機構及び整理回収機構が所有する対象者株式を除きます。）を取得することを予定しております。なお、対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、下記「（6）上場廃止となる見込みがある旨及びその事由」に記載のとおり、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があり、また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。

なお、対象者が2023年5月12日付で公表した「支配株主であるSBI地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。詳細については、対象者プレスリリース及び下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者の完全親会社であるSBIHDは、ベンチャー・キャピタル事業を行うために、ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）の子会社として1999年7月に設立されました。2000年12月には大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場に株式を上場し、その後、

2002年2月に東京証券取引所市場第一部に株式を上場いたしました。2003年6月にはイー・トレード株式会社との合併により、イー・トレード証券株式会社（現株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。））を子会社化いたしました。2005年7月にはSBIホールディングス株式会社に商号変更し、ファンド運営事業等を分割してSBIベンチャーズ株式会社に承継し、同社の商号をソフトバンク・インベストメント株式会社（現SBIインベストメント株式会社）に変更いたしました。2006年8月にソフトバンク株式会社との資本関係が解消され、現在に至っております。

SBIHD並びにSBIHDの子会社（2022年12月31日現在563社）及び持分法適用会社（同60社）から構成される企業グループ（対象者グループを除き、以下「SBIHDグループ」といいます。）は、証券事業、銀行事業及び保険事業を中心とする「金融サービス事業」、投資信託の設定、募集、運用などの投資運用や投資助言を行う「資産運用事業」、ベンチャーキャピタルファンド等を運営するプライベートエクイティ事業を中心とする「投資事業」、暗号資産交換業等を運営する「暗号資産事業」、並びに、医薬品・健康食品及び化粧品の開発・販売や医療情報のデジタル化及び医療ビッグデータの利活用を進めるバイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業、ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（Non-Fungible Token）の売買プラットフォームやトレーサビリティ・サービスを提供するWEB3関連の事業及びアフリカ諸国向けの中古車輸出とそれに付随するサービスを提供する事業といった「非金融事業」を中心に事業を行っております。

現在、SBIHDは多くの企業とのアライアンスを進めており、スマートフォン向け金融サービス等のデジタル分野の他、様々な事業分野の拡充を進めております。また、社会的使命の一つとして地方創生に寄与すべく地域金融機関との関係強化の他、地方創生を推進する統括会社（地方創生パートナーズ株式会社（以下「地方創生パートナーズ」といいます。））を数社のパートナー企業と共に設立し、地域金融機関との共通システムの提供や地方経済の活性化を推進する機能提供、ベンチャー企業等の投融資等を行う会社の設立を行っております。

他方で、公開買付者は、商号をER6株式会社とし、2015年8月25日にSBIHDグループ傘下の会社として設立されました。その後、公開買付者は、2019年7月にSBI Bank Holdings株式会社に、2020年4月にSBI地銀ホールディングス株式会社にそれぞれ商号変更を行い、現在に至っております。公開買付者は、2022年10月11日に金融庁より銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含み、以下「銀行法」といいます。）第52条の17に基づく銀行持株会社の認可を取得した上で、2022年10月12日から2022年10月19日にかけて対象者株式を市場内取引により取得し、2022年10月19日には対象者株式を102,159,999株（所有割合：50.04%；当該時点の所有割合（注）：50.05%）所有するに至り、同日の対象者株式取得の決済が完了した2022年10月21日付で公開買付者は銀行持株会社となり、①銀行及び銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理、②前①に掲げる業務に付帯関連する一切の業務、並びに③前①及び②に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務を事業の内容として、対象者の収益力向上に向け、対象者グループを含むSBIHDグループに属する企業や対象者グループを含むSBIHDグループの提携先や投資先企業との連携を推進しております。

（注） 「当該時点の所有割合」とは、対象者が2022年11月21日に提出した「四半期報告書」に記載された対象者の2022年9月30日現在の発行済株式総数（259,034,689株）から、対象者が所有する同日現在の自己株式数（54,915,600株）を控除した株式数（204,119,089株）に対する割合をいいます。

他方で、対象者プレスリリースによれば、対象者は、1952年12月1日に、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号。その後の改正を含み、以下「長期信用銀行法」といいます。）に基づき「株式会社日本長期信用銀行」として設立されたとのことです。その後、高度成長と軌を一にして対象者の業容も拡大し、対象者株式は、1970年4月に東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部への上場を果たしたとのことです。その後、昭和60年以降のバブル経済の中で不動産・ノンバンク等の特定の業種に傾倒した貸出金が急増した結果、その後のバブル崩壊により多額の不良債権を抱えることとなったため、1998年10月23日に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法第132号。その後の改正を含み、以下「金融再生法」といいます。）第36条第1項に基づく特別公的管理の開始決定と、金融再生法第38条第1項に基づく株式取得の決定を受けるに至り、同年10月28日には、金融再生法第39条第1項に基づき、対象者が当時発行していた対象者株式及び第二回優先株式（注1）は全て、預金保険機構により取得されたとのことです（注2）。なお、1998年10月24日に、対象者株式は上場廃止となったとのことです。

その後、2000年3月1日に、ニュー・エルティシービー・パートナーズ・シー・ヴィ（以下「パートナーズ社」といいます。）（注3）が、預金保険機構から、その保有する対象者株式を取得し（注4）、同日、特別公的管理が終了したとのことです。なお、パートナーズ社が対象者株式の取得時に、対象者及び預金保険機構との間で締結した2000年2月9日付の株式売買契約書においては、パートナーズ社による対象者株式の取得後、対象者が金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第143号。その後の改正を含みます。）第4条第2項に基づく株式の引き受けの申請（以下「本引受申請」といいます。）を行った場合、預金保険機構は、金融再生委員会からの承認を条件として、対象者が新たに発行する無議決権優先株式を取得することを合意していたとのことです。そのため、対象者は2000年3月3日に本引受申請を行い、同年3月31日に預金保険機構が発行済株式の全てを有する整理回収機構が、株式会社新生銀行第三回乙種優先株式（以下「第三回優先株式」といいます。）6億株を合計2,400億円（1株につき400円）で引き受けたとのことです（注5）。

その後、対象者は、2000年6月には、対象者の行名を「株式会社日本長期信用銀行」から「株式会社新生銀行」に変更し、2004年2月には東京証券取引所市場第一部に再上場を果たしたとのことです。そして、2004年4月に、対象者は、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年法律第86号。その後の改正を含みます。）に基づき、長期信用銀行法に基づく長期信用銀行から、銀行法上の普通銀行へ転換したとのことです（注6）。

その後、対象者は、2021年12月に、公開買付者による対象者株式を対象とする公開買付けの結果、公開買付者が対象者のその他の関係会社（主要株主かつ筆頭株主）となり、SBIHDが対象者の支配株主（親会社）となったとのことです。2022年2月1日にSBIHDが保有する対象者株式が公開買付者へ譲渡されたため、公開買付者は対象者の支配株主（親会社）となったとのことです。その後、2022年4月4日に、東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第一部からスタンダード市場に移行したとのことです。また、2023年1月4日には、先般の親会社の異動に伴い、対象者の行名を「株式会社新生銀行」から「株式会社SBI新生銀行」に変更したとのことです。

（注1）第二回優先株式とは、特別公的管理開始決定を言い渡される前である1998年3月31日に、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第5号。その後の

改正を含みます。)に基づき、対象者が、整理回収機構に対して、合計1,300億円で発行をした優先株式(合計1億株)を指すとのことです。

- (注2) 金融再生法においては、金融再生委員会(現在は内閣総理大臣)は、銀行がその財産をもって債務を完済することができない場合その他銀行がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合等において、当該銀行につき、特別公的管理の開始の決定(以下「特別公的管理開始決定」といいます。)をすることができることとされており(金融再生法第36条第1項)、また、金融再生委員会(現在は内閣総理大臣)は特別公的管理開始決定と同時に、当該銀行の発行する株式の取得を決定することとされていたとのことです(金融再生法第38条第1項)。
- (注3) パートナーズ社は、米国のプライベート・エクイティ・マネジメント会社であるリップウッド・ホールディングス・LLCの呼びかけにより、対象者の株式の取得のために、複数の金融機関グループ、多数の投資家の出資を得て、オランダ王国において設立されたリミテッド・パートナーシップとのことです。
- (注4) 具体的には、対象者は、2000年3月時点において、対象者株式2,417,075,212株及び第二回優先株式1億株を発行しており、これらは全て預金保険機構が保有していたところ、預金保険機構は対象者株式2,417,075,000株をパートナーズ社に10億円で売却をしたとのことです(単位未満株式である対象者株式212株は対象者が取得したとのことです)。なお、第二回優先株式1億株のうち25,472,000株は対象者による減資により消却され、預金保険機構は残りの74,528,000株を引き続き保有していたとのことです。第二回優先株式は、2008年3月31日に、預金保険機構からの取得請求権の行使により、対象者がその全てを、対象者株式(合計269,128,888株)を対価として預金保険機構に交付の上で取得したとのことです。
- (注5) 整理回収機構により引き受けられた第三回優先株式(合計6億株)は、以下を経て、対象者が全て取得しているとのことです。
- (ア) 2006年7月31日、整理回収機構による取得請求権の行使により、対象者が、対象者株式(200,033,338株)を対価として整理回収機構に交付の上で、第三回優先株式3億株を取得(なお、対価として交付された対象者株式のうち、200,033,000株については、同年8月17日に整理回収機構によって市場にて売却が行われたとのことです。)
- (イ) 2007年8月1日、第三回優先株式の取得条項の内容に係る定款の定めにより、対象者が、対象者株式(合計200,000,000株)を対価として整理回収機構に交付の上で、第三回優先株式3億株を取得
- (注6) 長期信用銀行法に基づく長期信用銀行は、普通銀行のように受け入れた預金を用いた貸付けを行わず、長期信用銀行債を発行することで、設備資金又は長期運転資金に関する貸付けをすることを主たる業務とする銀行とのことです。

対象者は、2023年3月31日時点で、子会社83社、持分法適用関連会社43社及び非連結子会社51社を有しているとのことです(以下、対象者並びにその子会社、持分法適用関連会社及び非連結子会社を総称して「対象者グループ」といいます。)

対象者グループの業務は、大きく、「法人業務」、「個人業務」及び「海外事業/トレジャリー/そ

の他」の3つに分かれているとのことです。

このうち、主に事業法人、公共法人、金融法人向けの金融サービスとアドバイザリー業務を行う「法人業務」は合計6つのセグメントに分かれており、その中で、対象者は、(ア) 法人営業（事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザリー業務、シンジケーション業務及びウェルスマネージメント業務等）、(イ) ストラクチャードファイナンス（ノンリコースローン等の不動産金融業務、プロジェクトファイナンス・スペシャルティファイナンス（船舶航空機、M&A関連ファイナンス等）・ヘルスケアファイナンスに関する金融商品・サービス、信託業務）、(ウ) プリンシパルトランザクションズ（ベンチャービジネス関連業務、事業承継業務、プライベートエクイティ業務、アセットバック投資など）、(エ) 昭和リース（リースを中心とする金融商品・サービス）、(オ) 市場営業（外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務）、並びに、(カ) その他金融市場（新生証券株式会社の損益、アセットマネジメント業務等）に係る業務を行っているとのことです。

次に、リテール金融商品・サービスの提供を行う「個人業務」は合計4つのセグメントに分かれており、その中で、対象者は、(ア) リテールバンキング（個人向けの金融商品販売・サービスの提供）、(イ) 新生フィナンシャル（無担保カードローン及び信用保証業務）、(ウ) アプラス（ショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務）、並びに、(エ) その他個人（その他子会社等の損益）に係る業務を行っているとのことです。

最後に、上記の「法人業務」及び「個人業務」のいずれにも属さない「海外事業/トレジャリー/その他」は合計3つのセグメントに分かれており、その中で、対象者は、(ア) 海外事業（対象者グループの海外連結子会社等の損益）、(イ) トレジャリー（ALM業務及び資本・債権関連取引による損益）、並びに（ウ）その他（報告セグメントに含まれていない損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント取引消去額等）に係る業務を行っているとのことです。

対象者は、2022年5月13日に、2023年3月期から2025年3月期の3か年を対象とする中期経営計画（以下「対象者中期経営計画」といいます。）を公表したとのことです。対象者中期経営計画においては、中期ビジョン（2025年3月期に目指す姿）として、(ア) 連結純利益700億円の達成と更なる成長への基盤の確立、(イ) 先駆的・先進的金融を提供するリーディングバンキンググループ、及び(ウ) 公的資金返済に向けた道筋を示すの3点を掲げ、これらの中期ビジョンの実現のための基本戦略として、①グループ内外の価値共創の追求、②強みの深化とフルラインナップ化、及び③事業を通じたサステナビリティの実現を掲げているとのことです。

なお、上記（ウ）における公的資金返済とは、対象者が、特別公的管理下及びその手続終了後になされた預金保険機構及び整理回収機構からの金銭的な支援に対して、預金保険機構及び整理回収機構にとって回収せしめることを意味し、預金保険機構、整理回収機構、SBIHD及び対象者が別途確認したとおり（下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意等」をご参照ください。）、本日現在の残高は合計349,374,894,942円であります。

対象者中期経営計画の初年度である2023年3月期においては、中期ビジョン達成に向け、SBIHDグループとの連携を中心に、顧客・収益基盤の強化・再構築を実施しているとのことです。その結果、預金量と営業性資産残高が顕著に伸長し、対象者中期経営計画における目標を上回ったとのことです（すなわち、預金量と営業性資産残高の2024年度計画がそれぞれ8.0兆円及び10.0兆円であるところ、2023年3月期における預金量と営業性資産残高の実績値はそれぞれ9兆9,822

億円及び10兆3,742億円となったとのことです。)

対象者は2019年より中期経営戦略「金融 リ・デザイン」を策定し、その中で「価値共創による成長追求」を基本戦略としているところ、SBIHDは、SBIHDグループと対象者グループの事業が相互補完的であり、両グループ(対象者グループとSBIHDグループを総称したグループを指します。以下同じです。)の経営資源を有機的に組み合わせることができれば顧客の利便性向上につながり、両グループの企業価値向上を図ることができると考えたことから、2019年4月2日から同年8月28日までの期間において断続的に市場内取引により対象者株式を取得し、対象者株式11,281,100株(所有割合:5.53%;当該時点の所有割合(注):4.66%)を所有するに至りました。

(注) 「当該時点の所有割合」とは、対象者が2019年8月1日に提出した「自己株券買付状況報告書(法第24条の6第1項に基づくもの)」に記載された対象者の2019年7月31日現在の発行済株式総数(259,034,689株)から、対象者が所有する同日現在の自己株式数(16,782,472株)を控除した株式数(242,252,217株)に対する割合をいいます。

その後、SBIHDにおいて、2019年8月上旬に対象者との資本業務提携の可能性について検討を開始し、SBIHDは、将来的な株価の上昇による値上がり益の実現及び配当収入により、対象者株式に対する投資から得られる投資利益の向上を目的として、2020年1月7日には対象者株式を13,004,000株(所有割合:6.37%;当該時点の所有割合(注1):5.51%)を所有するに至りました。また、2020年3月上旬以降同年12月下旬までの間において対象者の株価が低調に推移していたことから、SBIHDは、対象者株式をその平均取得簿価を下回る市場株価で買い進め、その平均取得簿価を引き下げました。その結果、同年12月21日にはSBIHDの所有する対象者株式が29,260,500株(所有割合:14.33%;当該時点の所有割合(注2):13.32%)に至りました。

(注1) 「当該時点の所有割合」とは、対象者が2020年1月8日に提出した「自己株券買付状況報告書(法第24条の6第1項に基づくもの)」に記載された対象者の2019年12月31日現在の発行済株式総数(259,034,689株)から、対象者が所有する同日現在の自己株式数(22,992,589株)を控除した株式数(236,042,100株)に対する割合をいいます。

(注2) 「当該時点の所有割合」とは、対象者が2020年12月3日に提出した「自己株券買付状況報告書(法第24条の6第1項に基づくもの)」に記載された対象者の2020年11月30日現在の発行済株式総数(259,034,689株)から、対象者が所有する同日現在の自己株式数(39,355,070株)を控除した株式数(219,679,619株)に対する割合をいいます。

SBIHDは、2021年1月28日から同年3月下旬にかけて、対象者株式を市場内においてさらに追加的に取得し、同年3月26日には、対象者株式42,737,800株を所有するに至り、当該時点の所有割合(注1)は19.85%に至りました。その後、2021年8月31日までに実施された対象者の自己株式取得により、当該時点の所有割合(注2)が20.32%に上昇しました。

(注1) 「当該時点の所有割合」とは、対象者が2021年4月5日に提出した「自己株券買付状況報告書(法第24条の6第1項に基づくもの)」に記載された対象者の2021年3月31日現在の発行済株式総数(259,034,689株)から、対象者が所有する同日現在の自己株式数(43,743,170株)を控除した株式数(215,291,519株)に対する割合をいいます。

(注2) 「当該時点の所有割合」とは、対象者が2021年9月3日に提出した「自己株券買付状況報告書(法第24条の6第1項に基づくもの)」に記載された対象者の2021年8月31日現在の発行済株式総数(259,034,689株)から、対象者が所有する同日現在の自己株式数(48,724,159株)を控除した株式数(210,310,530株)に対する割合をいいます。

その後、SBIHDらは、対象者の業績を改善し企業価値を回復・向上すべく、①対象者をSBIHDの連結子会社としSBIHDグループと対象者グループの間の事業上の提携関係を構築・強化すること、及び、②対象者の役員の全部又は一部を変更し、最適な役員体制を実現することを可能にする議決権を確保すること、並びに、③公開買付けにより、公開買付者が、上記①の対象者を連結子会社化するために必要な対象者株式又は上記②の対象者の役員の全部又は一部を変更し、最適な役員体制を実現することを可能にする議決権を確保するために必要な対象者株式を取得できない場合でも、将来的な上記①及び②の目的達成に向けて、公開買付けにより対象者株式の所有割合を機動的に高めておくことを目的として、公開買付者による対象者株式に対する公開買付け(買付予定数の下限:設定なし、買付予定数の上限:58,211,300株、買付け等の期間:2021年9月10日から2021年12月10日まで。以下「前回公開買付け」といいます。)を実施しました。当該公開買付けは、対象者株主から56,922,199株の応募を集めて成立し、その結果、SBIHDらは、2021年12月17日の決済開始日において、対象者株式を99,659,999株(所有割合:48.82%;当該時点の所有割合(注1):47.77%)所有するに至り、同日付で対象者はSBIHDの連結子会社となりました。

また、SBIHDは、2022年2月1日に、その所有する対象者株式の全て(42,737,700株(所有割合:20.93%;当該時点の所有割合(注2):20.67%))を公開買付者に対して株式譲渡により移管し、公開買付者は、対象者株式を99,659,999株(所有割合:48.82%;当該時点の所有割合(注2):48.21%)を所有するに至りました。

さらに、公開買付者は、上記のとおり2022年10月11日に金融庁より銀行法第52条の17に基づく銀行持株会社の認可を取得した上で、2022年10月12日から2022年10月19日にかけて対象者株式を市場内取引により取得し、2022年10月19日には対象者株式を102,159,999株(所有割合:50.04%;当該時点の所有割合(注3):50.05%)所有するに至り、同日の対象者株式取得の決済が完了した2022年10月21日付で公開買付者は銀行持株会社となりました。

(注1) 「当該時点の所有割合」とは、対象者が2021年12月3日に提出した「自己株券買付状況報告書(法第24条の6第1項に基づくもの)」に記載された対象者の2021年11月30日現在の発行済株式総数(259,034,689株)から、対象者が所有する同日現在の自己株式数(50,393,609株)を控除した株式数(208,641,080株)に対する割合をいいます。

(注2) 「当該時点の所有割合」とは、対象者が2022年2月3日に提出した「自己株券買付状況報告書(法第24条の6第1項に基づくもの)」に記載された対象者の2022年1月31日現在の発行済株式総数(259,034,689株)から、対象者が所有する同日現在の自己株式数(52,315,109株)を控除した株式数(206,719,580株)に対する割合をいいます。

(注3) 「当該時点の所有割合」とは、対象者が2022年11月21日に提出した「四半期報告書」に記載された対象者の2022年9月30日現在の発行済株式総数(259,034,689株)から、対象者が所有する同日現在の自己株式数(54,915,600株)を控除した株式数(204,119,089株)に対する割合をいいます。

その後、対象者は対象者グループのこれまでの文化や歴史を大切にしながら、SBIの名称を冠することで、SBIHDグループの一員であることを明確にし、SBIHDグループが持つスピード感や起業家精神、先進的技術を取り入れ、先駆的・先進的金融を提供するリーディングバンキンググループを目指すべく、2023年1月4日付で商号を「株式会社新生銀行」から「株式会社SBI新生銀行」に変更したとのことです。また、SBIHDは、今後のゼロ金利政策からの転換により市中金利の上昇を見込んでいることから、当面の間は銀行分野及びノンバンク分野に経営資源を傾斜配分し、法人及び個人向け融資やそれに付随する事業の比重を拡大する方針を掲げており、その一環として、対象者によるリテール事業の強化を図っております。

こうした中、SBIHDらは連結子会社となった対象者を含めてグループの全体戦略を一層強化すべく、以下の施策に取り組んでまいりました。

(i) SBIHDグループと対象者グループとの一体化の推進

SBIHDグループは対象者グループとの一体化を推進すべく、両グループ間での組織再編を進めてまいりました。具体的には、第一に、2022年10月3日付でSBIHDの子会社であるモーニングスター株式会社（現SBIグローバルアセットマネジメント株式会社）が対象者の子会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社の全株式を取得し、子会社とした後、2023年4月1日付でSBIグローバルアセットマネジメント株式会社の子会社であるSBIアセットマネジメント株式会社を存続会社として新生インベストメント・マネジメント株式会社を吸収合併しております。これまでSBIアセットマネジメント株式会社をはじめとしたSBIHDグループの運用会社が提供する運用商品は、公募の株式型インデックスファンドや、主に地域金融機関から運用を受託している私募の債券型ファンドが中心でしたが、新生インベストメント・マネジメント株式会社が主として運用するアクティブファンド・オブ・ファンズ等の運用商品が加わることで、SBIHDグループの提供可能な運用商品の資産クラスの幅が広がり、個人投資家及び機関投資家の最適な資産運用に一層貢献することができるようになりました。また、SBIアセットマネジメント株式会社と新生インベストメント・マネジメント株式会社の合併によりシステム、データ、人員等の経営資源を統合し、業務の効率化と収益力の強化を図り、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の一層の強化を図ることが可能となりました。

第二に、対象者及び対象者の完全子会社である新生証券株式会社（以下「新生証券」といいます。）は、2021年12月にSBIHDグループの一員となって以降、証券ビジネス分野における補完関係、業務の重複を洗い出し、新生証券とSBIHDの子会社であるSBI証券との連携を含め組織再編の可能性を検討してまいりました。その結果、2022年11月2日に3社間で新生証券の組織再編に関する基本合意書を締結し、その後、SBI証券と新生証券との間で2023年2月1日付で新生証券の一部の権利義務をSBI証券が承継する吸収分割に関する吸収分割契約書を締結しました。当該吸収分割により2023年6月1日を効力発生日として、新生証券の権利義務のうち地方銀行との仲介口座及び新生証券プロパーでの口座等をSBI証券に承継する予定です。また、新生証券が営む業務のうち、債券リパッケージローン事業、デリバティブ内包型ローン事業、デリバティブ事業、債権等の流動化のアレンジメント業務については、対象者と新生証券の間で2022年12月27日付で締結された事業譲渡契約に基づき移管が実行されており、法定帳簿等保管業務については、2023年7月末までに移管を実行する予定です。これらの吸収分割及び事業譲渡により両グループの証券ビジネスの一体運営を進めております。

また、SBIHDグループと対象者グループはバックオフィスの効率化に向けた諸施策を推進してきました。具体的には両グループが利用しているITシステムのライセンス共同購入によるコスト削減を実現しました。さらに対象者の完全子会社であった新生ビジネスサービス株式会社にSBIHDが出資しJV化しており、両者総務部門の一部機能を一体化し、備品の一括購入によるコスト削減や総務関連業務の省力化・生産性の向上等を目指しており、人事部門に関しても、採用・研修等の領域において業務効率化を図るべく、2023年3月に新たにJVとしてSBI新生ヒューマン・リソース株式会社を設立しております。

さらに、SBIHDグループと対象者グループはグループとしての一体性を構築するべく、各業務分野における相互人材交流を実施しております。具体的には、2023年4月1日時点でSBIHDグループからは対象者グループの5社に対して27名、対象者グループからはSBIHDグループの8社に対して34名がそれぞれ出向しております（兼務出向者を含みません。）。また、SBIHDグループから301名が対象者の研修プログラムに、対象者グループから58名がSBIHDグループの研修プログラムにこれまで参加してきました。

(ii) SBIHDグループと対象者グループとの事業上のシナジーの徹底追求

対象者、SBI証券、及びSBIマネープラザ株式会社（以下「SBIマネープラザ」といいます。）は2022年7月29日付で両グループのリテール分野における金融商品仲介業務、銀行代理業及び共同店舗運営の3つの業務での全面的な業務提携について発表し、2022年8月9日より対象者がSBI証券の「金融商品仲介業務」を行うこと、及びSBI証券が対象者の「銀行代理業務」を行うことを開始しております。また、2022年9月9日より対象者の子会社である株式会社アプラス（以下「アプラス」といいます。）が発行する所定のクレジットカードを使って投信積立ができる「クレカ積立」サービスを開始し、2022年10月20日からは対象者の培ってきたコンサルティング力とSBIHDグループの最先端の運用ノウハウという「リアル」と「デジタル」を組み合わせ、対面チャンネル向けのAIを活用した投資一任サービスである「SBIラップ×SBI新生銀行」の提供を開始しております。

また、対象者の対面チャンネルを活用しSBIマネープラザの事業基盤拡大と対象者の収益力拡大を図るべく、2022年8月18日より池袋において、2022年11月1日より梅田において、2023年2月1日より銀座において対象者とSBIマネープラザによる共同店舗の運営を開始しております。さらに銀行代理業委託契約に基づきSBIマネープラザが対象者の住宅ローンを取り扱う初めての店舗である「SBI住宅ローン銀座」も銀座の共同運営店舗に併設しました。

(iii) SBIHDグループ・対象者グループ・地域金融機関の三位一体で推進する「トライアングル戦略」の更なる強化に向けた取り組み

2021年12月に対象者グループがSBIHDグループの一員となったことで、SBIHDグループがこれまで推進してきた地方創生への取り組みは次の成長ステージへと踏み出すことが可能になりました。具体的には、SBIHDグループが有する地域金融機関とのネットワークを有効活用し、SBIHDグループ・対象者グループ・地域金融機関が持つ機能を三位一体となって活用する「トライアングル戦略」を徹底的に推進することを目指しております。

「トライアングル戦略」においては、地域金融機関は自身が有する地域でのブランド力を発揮して事業ニーズを掘り起こします。そのような事業機会に対してSBIHDグループと対象者

グループは相互に連携し、SBIHDグループからは、SBIHDグループ及び投資先企業の有する先端技術・ノウハウやSBIHDグループの広大なビジネスネットワークを、また対象者グループからは銀行・ノンバンク機能を、それぞれ地域金融機関等へ提供します。これまでの施策としては、法人業務では対象者で組成したストラクチャードファイナンス案件の地域金融機関への紹介や対象者の子会社である昭和リース株式会社（以下「昭和リース」といいます。）によるリース案件の地域金融機関リース子会社への紹介、リテール分野ではアプラスのネオバンキング・プラットフォーム「BANKIT®」とSBIHDらのバンキングアプリの地域金融機関への提供に取り組んできました。このように、それぞれが持つ強み・機能を活かすことで、地方創生に貢献しております。

(iv) M&A等様々な施策によるノンバンク領域の強化

SBIHDの完全子会社であるSBIノンバンクホールディングス株式会社は住宅ローン商品「フラット35」において日本最大のシェア（注1）を誇るアルヒ株式会社を連結子会社とすることを目的として、2022年9月15日から2022年11月11日までを買付け等の期間としてアルヒ株式会社の株式の公開買付けを実施した結果、当該公開買付けが成立し、2022年11月18日の決済完了をもってアルヒ株式会社の株式の51.00%を所有するに至り、同日付でアルヒ株式会社はSBIHDの連結子会社となりました。なお、SBIノンバンクホールディングス株式会社はその後2022年11月21日には、アルヒ株式会社の株式を追加取得し、その所有割合を2023年5月12日現在で53.29%まで高めております。対象者とアルヒ株式会社がSBIHDの連結子会社となったことで、対象者グループを含むSBIHDグループの住宅ローン残高は2022年3月末時点で10.4兆円（注2）となり、メガバンクに匹敵する水準になっております。また、アルヒ株式会社がSBIHDの連結子会社となったことで、対象者グループやSBIマネープラザにおいては、「フラット35」の提供やアルヒ株式会社と共同で開発する住宅ローン商品の提供が可能になり、また、アルヒ株式会社においては、対象者が取り扱う変動金利型の住宅ローンや、外部保証会社付の住宅ローン商品の銀行代理による提供により変動金利ニーズを有する顧客に対する商品提供が可能になると考えております。

（注1）2010年度・2021年度統計、取り扱い全金融機関のうち借り換えを含む「フラット35」実行件数（2022年3月末現在。出典：アルヒ株式会社が2022年5月10日付で公表した「「フラット35」実行件数シェア12年連続No.1を獲得」）

（注2）2022年3月末時点の住信SBIネット銀行株式会社及び対象者の住宅ローン残高に、アルヒ株式会社の住宅ローンサービシング債権残高を加えた合計値

以上のように、SBIHDらは2021年12月に対象者を連結子会社として以降、様々な施策を通じて、対象者グループを含むSBIHDグループ全体としてのシナジーを追求してまいりました。しかしながら、対象者が上場会社であることは資本市場から独自に資金調達が可能であるというメリットを有しているものの、上記の各種取り組み・施策を実施するにあたり、それぞれの経営資源等の相互活用の際し、その有用性及び取引としての客観的な公正性について対象者の少数株主の利益を考慮した慎重な検討を要し、また、短期的には対象者にとって相応のコストが生じる等、対象者での利益最大化に時間を要する先行投資や、一時的なコスト増となる取り組みも迅速に遂行していく必要が生じる可能性があるところ、これらは対象者グループを含むSBIHDグループ

全体の中長期的な成長の観点からは必要となり、対象者の企業価値の向上に資するものの、短期的には対象者の少数株主にとってその意義が容易に汲み取りにくい場合も想定されます。また、SBI証券などSBIHDグループの会社との連携に関する施策においては、SBIHDグループの顧客基盤を活用した新規顧客の獲得やSBIHDグループの会社と共同でのアドバイザー及びファイナンス提供を通じた新たな案件開拓等、新たな収益機会を得ることで、対象者グループの成長につながり、ひいては対象者グループを含むSBIHDグループ全体の成長につながるものであっても、対象者グループの利益の増加の一部については対象者の少数株主が享受することになるため、当該施策による対象者グループの利益の増加を通じてSBIHDグループが得られる利益と当該施策を採らなかった場合にSBIHDグループの会社が直接得られる利益とを比較し、前者が後者を上回ると言える場合でなければ、SBIHDの株主への説明が困難となるため、実行できない場合も考えられます。加えて、対象者グループが、SBIHDグループとの間の取引を実施する場合には、少数株主の利益保護の観点から、対象者の独立社外取締役から構成される「親法人取引諮問委員会」による事前の審査及び事後のモニタリングを行うとともに、SBIHDグループの社内取締役又は従業員、及びそれらの経歴を有する等、SBIHDグループと関係の深い役員は当該取引に係る決議に加わらないこととされており、SBIHDグループとの取引については、迅速な判断ができない状況となっている上、対象者グループを含むSBIHDグループ全体の中長期的な成長に繋がると共に対象者の企業価値の向上に資するものであっても、対象者の短期的な成長が確実とはいえず、対象者の少数株主にとってその意義が容易に汲み取りにくい場合には実施が難しい状況になっており、SBIHDらは、対象者が上場を維持したままでは、対象者の中長期的な成長の観点から必要な施策を迅速かつ柔軟に実施することは難しいと考えております。

したがって、グループの全体戦略をより一層強化し、上記の取り組み・施策を迅速かつ柔軟に実行するためには、SBIHDらが対象者を非公開化することにより、対象者グループとSBIHDグループ各社との連携をさらに強化し、グループ全体の経営資源配分の最適化を図り、グループ横断で各社のリソース・アセットを戦略的に組み合わせ活用していくことが必要であり、またその際、対象者グループを含むSBIHDグループ各社がグループ横断の取り組みに関して意思決定を迅速かつ柔軟に実施し、また、対象者の機関銀行化の防止については引き続きこれを徹底しつつも、対象者の少数株主の利益保護の観点からこれまで保守的な判断が行われがちだった、SBIHDらの投資先に対するファイナンスや、役務の提供及び協調融資、両グループによるM&A案件の共同フィナンシャル・アドバイザー就任等、対象者グループを含むSBIHDグループ全体の中長期的な成長に繋がりうるSBIHDグループとの取引を積極的に実施することが、対象者グループを含むSBIHDグループの持続的な企業価値向上にとって最適な選択であると考えました。なお、本取引に伴う対象者の非公開化後も預金保険機構及び整理回収機構は対象者の少数株主として残存することとなりますが、それぞれが様々な利害を有する多数（対象者の株主総数は2023年3月31日時点において17,878名）の随時変動しうる少数株主が存在する現状と比較すると、非公開化後は、対象者において利害を考慮すべき少数株主は公的資金の返済に向け、対象者の中長期的な成長を期待すべき預金保険機構及び整理回収機構のみとなるため、これまでは対象者の多数の少数株主の様々な利害や対象者グループにおける利益増加の一部が対象者の多数の少数株主に帰属することを勘案すると実施することが容易ではなかったSBIHDグループとの取引を含む、対象者グループとSBIHDグループの各社の連携に関する施策を積極的に実施することが可能になると考えております。

SBIHDらによる対象者の非公開化が行われた場合は、例えばこれまで両グループではリテール分野においては、金融商品仲介業務、銀行代理業及び共同店舗運営の3つの業務で全面的な業務提携を行ってきましたが、非公開化後は同業務提携を一層強化するとともに、SBIHDらの地域金融機関のネットワークを活用した対象者グループの無担保ローンの拡販、地域金融機関との協業により銀行機能を含む金融サービスと各地域で利用できる非金融系サービスをワンストップで利用可能な「スーパーアプリ」の実現、SBI証券との連携による無担保ローンの新規顧客獲得、SBIHDグループの関係会社を通じた割賦販売事業における加盟店の紹介等、更なる施策の検討を進めてまいります。

また、リテール分野に加えて、法人業務においても様々な取引において業務提携を柔軟かつ迅速に実行できると考えられます。より具体的には、例えばSBIHDグループのベンチャー・キャピタルであるSBIインベストメント株式会社（以下「SBIインベストメント」といいます。）の投資先や地域金融機関から紹介された企業に対して、融資をはじめ対象者グループが強みとするオーダーメイド型のファイナンスを迅速かつ柔軟に提供することで、投資先の幅広い資金ニーズに適時応えることができ、また、ファイナンスのみならず、SBIHDグループのネットワーク等を活用して専門的な技術や人材をこれらの企業に紹介する等、投資先の更なる成長とSBIインベストメントの運用実績向上につながると考えられます。また、SBIHDグループ及び対象者グループ以外の会社に対する共同出資や資本提携は、両グループの少数株主保護の観点から積極的に推進することは困難でしたが、対象者の非公開化後は、共同出資や資本提携を推進することが可能となり、その上で両グループにとって強みのある商品・サービスを提供することで、出資先・資本提携先の成長につながり、両グループの収益拡大につながると考えております。さらに、両グループのM&Aアドバイザリーチームが協力することによる、売り手と買い手ニーズのマッチング機会の増加や、両グループのM&A案件における対象者グループのM&Aファイナンス提供等、収益機会の拡大につながると考えられます。また、不動産に関する顧客の様々なニーズに応えるべくSBIHDグループと昭和リースの顧客に対して不動産リースや不動産小口信託受益権等、不動産に係る金融商品を包括的に提供するなど、SBIHDグループの有する多様な金融商品を組み合わせることで、昭和リースが成長領域と位置付ける不動産やヘルスケア、環境・エネルギー等の領域への注力を加速し、事業の更なる拡大を志向してまいります。他にもSBIHDグループからの信託受託案件の紹介、前述の地域金融機関のネットワークを活用した融資、リース、不動産に係る金融商品提供機会の更なる拡大、海外におけるSBIHDグループからの投資案件の紹介、対象者グループ発掘案件に対するSBIHDグループの知見を活かした共同投資実行等、グループとしての総合力が求められる法人業務での連携をさらに推進することで、対象者は、総合金融機関としてのSBIHDグループが深化するドライバーになり得るものと考えております。

経営管理の観点からも、例えば対象者はグループガバナンスを強化し、対象者グループ各社が持つ間接機能の統合・一体運営を図るべく、2017年4月から仮想本社である「グループ本社」の仕組みを採用しておりますが、公開買付者が銀行持株会社となって以降、グループ本社と銀行持株会社それぞれで同様の管理機能を有しているため、経営資源を重複して消費しておりましたが、対象者を非公開化することで、SBIHDグループと対象者グループとで重複した機能や部門の整理、管理機能の統合等を迅速に行い、経営資源配分の最適化が可能となると考えております。また、対象者グループの会社で比較的規模の小さな会社についてはSBIHDグループの会社とのグループ横断的な組織再編が行われてきましたが、例えばSBIHDグループと直接資本関係を構築

することで、経営の自由度が高まる会社や、対象者と直接資本関係を構築した方が良い会社の組織再編について、両グループにとって長期的な観点からは成長につながる場合であっても、短期的には大きなコストが生じる場合、対象者の少数株主の利益を配慮し、SBIHDグループの会社との組織再編は見送られてきました。対象者の非公開化後は、比較的規模の大きな対象者グループの会社も含め、SBIHDグループの会社とのグループ横断的な組織再編が可能となり、両グループの経営資源配分の最適化が一層進むものと考えております。

また、SBIHDらは、対象者グループにおける公的資金の残額349,374,894,942円の返済を最重要課題の一つと認識しており、対象者を非公開化した上で早期に公的資金返済の道筋をつけることが社会的な責務であると考えております。対象者の非公開化後においては、引き続き自己資本の充実に留意しつつも、短期的な対象者の利益最大化のみにとらわれることなく、中長期的な観点からの対象者の成長投資を行うことがより容易になるため、上記に記載のシナジー施策の推進等を通じ、返済原資や企業価値の源泉である対象者の収益力の向上に向け注力することで、公的資金の返済にも資するものと考えております。また、預金保険機構及び整理回収機構との間で公的資金の具体的な返済計画について合意し公的資金返済の道筋をつけることによって、対象者グループにおける資本政策の柔軟化を含めた事業運営上の自由度をさらに増大させることが可能となり、これによって対象者グループの更なる中長期的な企業価値向上が期待できると考えております。これに関して、SBIHDは、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意等」のとおり、預金保険機構、整理回収機構及び対象者との間で、本四者間契約を締結し、本株式併合の効力発生後2025年3月末までに、公的資金返済に関する具体的仕組み（返済に関して想定されるスケジュールを含みます。）を預金保険機構及び整理回収機構に対して提案し、誠実に協議した上で同年6月末までに当事者間で当該公的資金返済に関する具体的仕組みについて合意することとしております。

さらに、対象者が上場会社でなくなることで、年間上場料や金融商品取引法監査に係る監査報酬等、上場に伴う各種コストを削減できることも非公開化のメリットの一つです。また、対象者が上場している東京証券取引所のスタンダード市場の上場維持基準として、流通株式比率25%以上の基準が設けられている中、SBIHDら並びに預金保険機構及び整理回収機構が併せて対象者株式を所有割合にして73.02%所有している現状を踏まえると、対象者による当該基準への抵触により、今後対象者の上場維持が困難となるおそれがあることから、本公開買付けを含む一連の手続を通じて、対象者を非公開化することによって、対象者の少数株主の皆様に対象者の上場廃止に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ株式の売却の機会を提供することは、対象者の少数株主の皆様にとっても利益があると考えております。

こうした状況を踏まえ、SBIHDらは、2022年10月下旬に、本取引を通じて対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとする非公開化を実施することが最善と判断いたしました。そして、同年10月下旬から、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるシティグループ証券株式会社（以下「シティグループ証券」といいます。）と、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所と共に、対象者の非公開化の本格的な検討を開始しました。具体的には、公開買付者が対象者の支配株主（親会社）であり、公開買付者の親会社であるSBIHDも対象者の親会社であることに鑑み、本取引の公正性を担保するための検討体

制の整備方針、本取引を通じて対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとする非公開化を行うために想定される一連の取引スキーム、本公開買付けの日程案、及び対象者に対するデュー・ディリジェンスに係る方針、についてそれぞれ検討を行いました。その後、SBIHDらは、2023年2月8日に、対象者に連絡し、対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとする非公開化を目的として、買付予定数の上限及び下限を設定しない形の現金対価による対象者株式に対する本公開買付けを実施し、本公開買付けにより預金保険機構及び整理回収機構以外の株主が所有する対象者株式の全てを取得できなかった場合には、対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとすることを目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを提案する旨の本取引に関する初期的な提案書（以下「初期的提案書」といいます。）を提出し、同年3月上旬に、対象者から、検討に必要な体制を構築した上で、提案内容を検討する旨の連絡を受領いたしました。その後、SBIHDらは、同年3月下旬から対象者に対するデュー・ディリジェンスを行うとともに、並行して、対象者の社外取締役、社外監査役及び外部有識者から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）から2023年4月4日に本取引に関する質問を受領したため、2023年4月10日に回答を行うなど、SBIHDら及び対象者は、本取引の諸条件について、2023年3月中旬以降、複数回に亘り協議を重ねてまいりました。

具体的には、SBIHDらは、対象者に対し、2023年4月14日に、当該時点におけるデュー・ディリジェンスの経過及び取引条件の検討結果を踏まえ、①初期的提案書に記載した本取引の想定スキームをそのまま維持すること、②SBIHDらは対象者グループにおける公的資金の返済を最重要課題の一つと認識しており、対象者を非公開化した上で早期に公的資金返済の道筋をつけることが社会的な責務であると考えていること、対象者の非公開化後にシナジー施策の推進等を通じて、返済原資や企業価値の源泉である対象者の収益力の向上に向け注力することで公的資金の返済に資するものと考えていること等の公的資金返済に関するSBIHDらの考え方、③本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1株当たり2,600円（2023年4月14日の前営業日である2023年4月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（2,376円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（2,305円）（小数点以下四捨五入。以下、市場株価の終値単純平均値の計算において同じです。）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（2,368円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,300円）に対して、それぞれ9.43%、12.80%、9.80%、13.04%のプレミアム（小数点第三位以下を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）を加えた価格。なお、公開買付者による銀行持株会社認可申請に係る報道日（以下「持株会社認可報道日」といいます。）の前営業日である2022年9月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（1,940円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,936円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,966円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,047円）に対して、それぞれ34.02%、34.30%、32.25%、27.02%のプレミアムを加えた価格。また、公開買付者による対象者株式に対する前回公開買付けの公表日の前営業日（2021年9月8日）の終値（1,453円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,416円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,460円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（1,591円）に対して、それぞれ78.94%、83.62%、78.08%、63.42%のプレミアムを加えた価格。）とすること等を記載した提案書を提出いたしました。これに対して、SBIHDらは、2023年4月17日に、対象者及び本特別委員会から、①本取引のストラクチャー

について大枠に異存はない旨及び②公的資金の返済は重要な問題のひとつであり、慎重な検討が必要であると認識している旨の回答、並びに③1株当たり2,600円という本公開買付価格は対象者の本源的価値に照らし不十分な水準で、少数株主の利益に資さないものであるとして、本公開買付価格を再考することについての要請を受けました。当該要請に対し、SBIHDらは、2023年4月21日に、1株当たり2,600円の本公開買付価格を再検討することは考えていないこと等を内容とする回答書を、対象者及び本特別委員会に対し提出いたしました。これに対して、SBIHDらは、2023年4月25日に、対象者及び本特別委員会から、1株当たり2,600円の本公開買付価格が不十分であるとの結論は変わらず、対象者及び本特別委員会としては、当該価格は、想定する対象者株式の本源的価値に照らし少数株主への説明責任を果たすことができない過小評価された水準であると考えており、対象者がSBIHDらに対して開示した事業計画も踏まえて中長期的・持続的な視点で想定する対象者の本源的価値に基づけば、対象者の株式価値は1株当たり3,400円を超える水準も十分に正当化をすることが可能であると考えているとして、本公開買付価格を再考することについての要請を受けました。

当該要請に対し、SBIHDらは、2023年4月27日に、本公開買付価格を1株当たり2,700円（2023年4月27日の前営業日である2023年4月26日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（2,411円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（2,371円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（2,387円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,317円）に対して、それぞれ11.99%、13.88%、13.11%、16.53%のプレミアムを加えた価格。なお、持株会社認可報道日の前営業日である2022年9月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（1,940円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,936円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,966円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,047円）に対して、それぞれ39.18%、39.46%、37.33%、31.90%のプレミアムを加えた価格。また、公開買付者による対象者株式に対する前回公開買付けの公表日の前営業日（2021年9月8日）の終値（1,453円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,416円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,460円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（1,591円）に対して、それぞれ85.82%、90.68%、84.93%、69.70%のプレミアムを加えた価格。）とすること等を記載した回答書を対象者及び本特別委員会に対し提出いたしました。これに対して、SBIHDらは、2023年4月29日に、対象者及び本特別委員会から、①1株当たり2,700円の本公開買付価格は、対象者及び本特別委員会として想定する本源的価値に照らした株式価値の水準から依然大きく乖離しており、少数株主の利益を十分に配慮し、少数株主にできる限り有利な取引条件を目指す合理的な努力が期待されている本特別委員会としては受け入れ困難な価格であること、②最終的な公開買付価格の水準によっては、買付予定数の下限設定は極めて重要な位置付けになると考えており、今後、SBIHDらからの提案価格の大幅な引き上げが見込めない場合には、対象者及び本特別委員会としては、対象者の少数株主による相応の応募があることを本公開買付けの成立の条件とするべく、下限設定（いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの要素を含みます。）の要請が必須であると考えていること等を内容とする回答書を受領し、本公開買付価格を再考することについての要請を受けました。

当該要請に対し、SBIHDらは、2023年5月2日に対象者の経営陣から対象者の事業計画に関する説明を受けた上で、2023年5月8日に、①本公開買付価格を1株当たり2,800円（2023年5月8日の前営業日である2023年5月2日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株

式の終値(2,449円)及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値(2,402円)、過去3ヶ月間の終値単純平均値(2,391円)、過去6ヶ月間の終値単純平均値(2,324円)に対して、それぞれ14.33%、16.57%、17.11%、20.48%のプレミアムを加えた価格。なお、持株会社認可報道日の前営業日である2022年9月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(1,940円)及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値(1,936円)、過去3ヶ月間の終値単純平均値(1,966円)、過去6ヶ月間の終値単純平均値(2,047円)に対して、それぞれ44.33%、44.63%、42.42%、36.79%のプレミアムを加えた価格。また、公開買付者による対象者株式に対する前回公開買付けの公表日の前営業日(2021年9月8日)の終値(1,453円)及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値(1,416円)、過去3ヶ月間の終値単純平均値(1,460円)、過去6ヶ月間の終値単純平均値(1,591円)に対して、それぞれ92.70%、97.74%、91.78%、75.99%のプレミアムを加えた価格。)とすること、②本取引を通じて対象者の非公開化を実現することは、対象者グループを含むSBIHDグループの持続的な企業価値向上に資するのみならず、公正な価格での売却機会を与えられる対象者の少数株主の皆様にとっても利益があることから、当該非公開化を確実に実施することが対象者の少数株主の皆様の利益に適うものと引き続き考えていること等を理由に本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定することは考えていないこと等を記載した回答書を対象者及び本特別委員会に対し提出いたしました。これに対して、SBIHDらは、2023年5月9日に、対象者及び本特別委員会から、①本公開買付価格について、1株当たり3,000円を下回る水準では、少数株主利益に配慮した結果であると結論付けることが依然難しいこと、②本公開買付価格がSBIHDらの提案価格の水準(1株当たり3,000円を下回る水準)に留まる場合、対象者及び本特別委員会としては、少数株主から本取引の条件について支持されていることの証左となるような下限の設定が必要となると考えており、すなわち、3,000円以上の本公開買付価格を提案するか、又は本公開買付価格がSBIHDらの提案価格である2,800円若しくは3,000円未満の水準となる場合は、下限の設定がなされなければ、対象者株主への応募推奨は困難と考えていること、具体的な下限設定の水準として、マジョリティ・オブ・マイノリティの考え方を前提としつつ、公開買付価格の多寡に関わらず一般的に公開買付けへ応募を行わない方針とされるパッシブ・インデックス運用ファンドの想定所有割合を考慮した下限の設定を希望すること等を内容とする回答書を受領し、本公開買付価格を再考することについての要請を受けました。

当該要請に対し、SBIHDらは、2023年5月10日に、①1株当たり2,800円の本公開買付価格は、SBIHDらとして、対象者の少数株主の皆様の利益に最大限配慮した上でのSBIHDらとして提示しうる最善かつ最終的な提案であり、対象者の少数株主の皆様の利益に十分資するものであると考えていることから、本公開買付価格に係る当該提案(本公開買付価格を1株当たり2,800円とすること)を維持すること、②買付予定数の下限の設定については、本取引を通じて対象者の非公開化を実現することが、対象者グループを含むSBIHDグループの持続的な企業価値向上に資するのみならず、公正な価格での売却機会を与えられる対象者の少数株主の皆様にとっても利益があることから、当該非公開化を確実に実施することが対象者の少数株主の皆様の利益に適うものと引き続き考えており、そのため、本公開買付けにおいて買付予定数について下限を設定することは考えていないこと等を記載した回答書を対象者及び本特別委員会に対し提出いたしました。これに対して、SBIHDらは、2023年5月11日に、対象者及び本特別委員会から、本公開買付けにおける買付予定数の下限の設定を再考することについての要請を受けました。

当該要請に対し、SBIHDらは、2023年5月11日に、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定することは対象者の少数株主の利益の観点から望ましくないとの考えは変わらず、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定することは考えていないこと等を記載した回答書を対象者及び本特別委員会に対し提出いたしました。これに対して、2023年5月11日、SBIHDらは、対象者から、本公開買付けについて、本公開買付価格を1株当たり2,800円とし、買付予定数の下限を設定しないとするSBIHDらの提案を受諾する旨の回答を受けました。これにより、SBIHDら及び対象者は、本公開買付けについて、本公開買付価格を1株当たり2,800円とし、買付予定数の下限を設定しないことで合意に至りました。

なお、公的資金の返済に関して、SBIHDらは、対象者及び本特別委員会から、公的資金の想定返済期間についての質問を受けましたが、本四者間契約において、SBIHD及び対象者が2025年3月末までに公的資金返済に関する具体的仕組みを預金保険機構及び整理回収機構に対して提案し、2025年6月末までに当該具体的仕組みを合意することとされているため、公的資金の返済に要する想定期間を特定することはできない旨回答するとともに、現時点におけるSBIHDらの考えとして、公開買付者と預金保険機構及び整理回収機構に対して、その持株比率に応じた配当を行う方法等により公的資金の返済を行うものと考えていること、及び、一定の水準における仮定を置いた上で、毎期の対象者による預金保険機構及び整理回収機構への配当額が公的資金の残額に達するためには相応の期間が必要となると考えていることを、対象者及び本特別委員会に対して説明しております。

以上の対象者との協議・交渉を踏まえ、SBIHDらは、2023年5月12日開催のSBIHDの取締役会及び2023年5月12日付の公開買付者の取締役会決議において、本公開買付価格を1株当たり2,800円とし、対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとする非公開化を目的とした本公開買付けを実施することを決定いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から、2023年2月8日、初期的提案書を受領した後、対象者取締役会において、当該提案の検討を開始するかどうかの審議を行うこととしたとのことです。

また、対象者は対象者取締役会において、当該提案の検討を開始することを正式に決議した場合、速やかにこれを実施できるよう、検討体制の構築のための準備を行うこととなったとのことです。すなわち、対象者は、公開買付者が対象者の支配株主（親会社）であり、公開買付者の親会社であるSBIHDも対象者の親会社であることに鑑み、本取引の公正性を担保するため、対象者と従前から取引関係のあった三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）、及び同じく対象者と従前から取引関係のあったアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）の助言を踏まえ、公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築に向けた準備を開始したとのことです。具体的には、対象者は、2023年2月8日に初期的提案書を受領した後、本取引に関する検討（対象者の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、1名を除き、SBIHDグループ各社の役職員

を兼務しておらず、かつ過去にSBIHDグループ各社の役職員としての地位を有していたことのない対象者の役職員の合計6名から構成されるものとし、かかる取扱いを継続しているとのことです。プロジェクトチームのメンバーのうち1名（対象者の執行役員）については、SBIHDが提唱する地方創生への取り組み趣旨に賛同し、地方創生の実現という共通の想いを有する各社との間で、地方創生パートナーズを共同設立したことに伴い、2020年8月31日から2023年4月3日まで、SBIHDグループに属する株式会社の非常勤取締役（いずれも無報酬）を兼務しておりましたが、当該執行役員は、対象者の従業員として20年以上勤務をしていることや、対象者の執行役員グループ戦略企画部長兼グループ経営企画担当として対象者の経営企画の責任者であることから、本取引に関する検討（対象者の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに公開買付者との協議及び交渉への関与が不可欠であると判断し、プロジェクトチームに参画したとのことです。かかる取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制に独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の確認を得ており、かつ、上記執行役員の関与の態様についても本特別委員会に相談を行い、確認を経ているとのことです。

また、対象者は、2023年2月8日以降、対象者の社外取締役、社外監査役及び外部有識者から構成される本特別委員会の設置に向けた準備を進めることとしたとのことです。

そして、対象者は、2023年3月9日付の取締役会決議において、上記の公開買付者からの初期的提案書について正式に検討を行うことを決定し、同日、その旨をSBIHDらに伝えたとのことです。なお、対象者は、当該取締役会において、対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券を、対象者のリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を正式に選任することを決議したとのことです。

加えて、対象者は、上記の2023年3月9日付の取締役会決議において、対象者における本取引にかかる意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することなどを目的として、SBIHDらから独立性を有し、かつ高度の識見を有すると認められる対象者の社外取締役、社外監査役及び外部有識者で構成される本特別委員会を設置することとし、早崎保浩氏（対象者社外取締役）、寺田昌弘氏（対象者社外取締役）、赤松育子氏（対象者社外監査役）及び須田美矢子氏（外部有識者委員。一般財団法人キャノングローバル戦略研究所所属）の4名から構成される本特別委員会を設置したとのことです（なお、本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「3 買付け等の概要」の「（4）買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「（イ）対象者における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。）。

その際に、対象者は、本特別委員会に対し、以下の事項（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。

- (ア) 本取引の目的及び当該目的実現のための手段としての本取引は正当性・合理性を有するか（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）
- (イ) 本取引の条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか
- (ウ) 本取引において、適切な開示と公正な手続を通じて対象者の株主の利益への十分な配慮・説明がなされることとなるか
- (エ) 上記（ア）から（ウ）のほか、本取引は少数株主にとって不利益でないと考えられるか

- (オ) 本取引に関連又は付随して対象者が当事者となる契約等の締結が必要となる場合は、対象者が同契約等を締結することが不適切ではないか（内容も勘案して判断を行う。）
- (カ) 上記（ア）から（オ）の検討を踏まえ、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことは適切か、及び、それを適切と判断する場合にはさらに、対象者取締役会が対象者の株主に本公開買付けへの応募を推奨することは適切か

また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会を対象者取締役会から独立した合議体として位置付け、(a)諮問事項の検討にあたって、本特別委員会は、対象者の株式価値評価及び本取引に係る算定書、フェアネス・オピニオン、その他のアドバイスの提供、その他本特別委員会が必要と判断する事項を第三者機関等に委託することができるものとし、その場合の当該委託に係る合理的な費用は対象者が負担すること、(b)本取引に関する対象者取締役会の意思決定は本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、対象者取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする、(c)本公開買付けにおける買付け等の価格その他の取引条件等又は本取引の目的・プロセス等に係る開示内容について、本特別委員会が必要と判断する場合において一定の行為をなす権限（すなわち、(ア)本特別委員会が、対象者の役職員・部署（過去に、SBIHDグループにおいて役員を務めていた五味廣文取締役、川島克哉取締役及び畑尾勝巳取締役を除きます。以下同じです。）に対して、必要な調査を行うことを指示する権限、(イ)本特別委員会が、対象者の役職員・部署に対して、SBIHDら、金融庁、預金保険機構及び整理回収機構と交渉・調整を行うことを指示する権限、(ウ)本特別委員会が、SBIHDら、金融庁、預金保険機構及び整理回収機構と自ら交渉・調整する権限）が付与されることを決議したとのことです（当該取締役会における決議の方法については、下記「3 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(イ) 対象者における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。)

また、対象者は、下記「3 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(イ) 対象者における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、本特別委員会から、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであり、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券並びに対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けているとのことです。

さらに、対象者は、公開買付け者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を対象者の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会から承認を受けているとのことです。

加えて、本特別委員会においては、2023年3月15日に、本特別委員会のリーガル・アドバイザーとして、対象者と従前から取引関係のあった桃尾・松尾・難波法律事務所を選任したとのことです。また、本特別委員会は、本特別委員会の委員から紹介のあったフロンティア・マネジメ

ント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）を、2023年3月27日に、本特別委員会の第三者算定機関として選任したとのことです。なお、本特別委員会は、桃尾・松尾・難波法律事務所及びフロンティア・マネジメントについて、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者の関連当事者には該当しないこと、並びに本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しているとのことです。

上記に記載の検討体制を構築した後、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から対象者株式の価値算定結果に関する報告、公開買付者との交渉方針に関する助言を受けるとともに、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってきたとのことです。

具体的には、対象者は、SBIHDらから、2023年4月14日に、当該時点におけるデュー・デリジェンスの経過及び取引条件の検討結果を踏まえ、①初期的提案書に記載した本取引の想定スキームをそのまま維持すること、②SBIHDらは対象者グループにおける公的資金の返済を最重要課題の一つと認識しており、対象者を非公開化した上で早期に公的資金返済の道筋をつけることが社会的な責務であると考えていること、対象者の非公開化後にシナジー施策の推進等を通じて、返済原資や企業価値の源泉である対象者の収益力の向上に向け注力することで公的資金の返済に資するものと考えていること等の公的資金返済に関するSBIHDらの考え方、③本公開買付価格を1株当たり2,600円（2023年4月14日の前営業日である2023年4月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（2,376円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（2,305円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（2,368円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,300円）に対して、それぞれ9.43%、12.80%、9.80%、13.04%のプレミアムを加えた価格。なお、持株会社認可報道日の前営業日である2022年9月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（1,940円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,936円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,966円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,047円）に対して、それぞれ34.02%、34.30%、32.25%、27.02%のプレミアムを加えた価格。また、公開買付者による対象者株式に対する前回公開買付けの公表日の前営業日（2021年9月8日）の終値（1,453円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,416円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,460円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（1,591円）に対して、それぞれ78.94%、83.62%、78.08%、63.42%のプレミアムを加えた価格。）とすること等を記載した提案書を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、SBIHDらに対して、2023年4月17日に、①本取引のストラクチャーについて大枠に異存はない旨及び②公的資金の返済は重要な問題のひとつであり、慎重な検討が必要であると認識している旨の回答、並びに③1株当たり2,600円という本公開買付価格は対象者の本源的価値に照らし不十分な水準で、少数株主の利益に資さないものであるとして、本公開買付価格を再考することについての要請を行ったとのことです。

当該要請に対し、SBIHDらは、2023年4月21日に、1株当たり2,600円の本公開買付価格を再検討することは考えていないこと等を内容とする回答書を、対象者及び本特別委員会に提出したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2023年4月25日に、1株当たり2,600円の本公開買付価格が不十分であるとの結論は変わらず、対象者及び本特別委員会としては、当

該価格は、想定する対象者株式の本源的価値に照らし少数株主への説明責任を果たすことができない過小評価された水準であると考えており、対象者がSBIHDらに対して開示した事業計画も踏まえて中長期的・持続的な視点で想定する対象者の本源的価値に基づけば、対象者の株式価値は1株当たり3,400円を超える水準も十分に正当化をすることが可能であると考えているとして、本公開買付価格を再考することについての要請を行ったとのことです。

当該要請に対し、SBIHDらは、2023年4月27日に、本公開買付価格を1株当たり2,700円（2023年4月27日の前営業日である2023年4月26日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（2,411円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（2,371円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（2,387円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,317円）に対して、それぞれ11.99%、13.88%、13.11%、16.53%のプレミアムを加えた価格。なお、持株会社認可報道日の前営業日である2022年9月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（1,940円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,936円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,966円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,047円）に対して、それぞれ39.18%、39.46%、37.33%、31.90%のプレミアムを加えた価格。また、公開買付者による対象者株式に対する前回公開買付けの公表日の前営業日（2021年9月8日）の終値（1,453円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,416円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,460円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（1,591円）に対して、それぞれ85.82%、90.68%、84.93%、69.70%のプレミアムを加えた価格。）とすること等を記載した回答書を対象者及び本特別委員会に提出したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、SBIHDらに対して、2023年4月29日に、①1株当たり2,700円の本公開買付価格は、対象者及び本特別委員会として想定する本源的価値に照らした株式価値の水準から依然大きく乖離しており、少数株主の利益を十分に配慮し、少数株主にできる限り有利な取引条件を目指す合理的な努力が期待されている本特別委員会としては受け入れ困難な価格であること、②最終的な公開買付価格の水準によっては、買付予定数の下限設定は極めて重要な位置付けになると考えており、今後、SBIHDらからの提案価格の大幅な引き上げが見込めない場合には、対象者及び本特別委員会としては、対象者の少数株主による相応の応募があることを本公開買付けの成立の条件とするべく、下限設定（いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの要素を含みます。）の要請が必須であると考えていること等を内容とする回答書を提出し、本公開買付価格を再考することについての要請を行ったとのことです。

当該要請に対し、SBIHDらは、2023年5月2日に対象者の経営陣から対象者の事業計画に関する説明を受けた上で、2023年5月8日に、①公開買付価格を1株当たり2,800円（2023年5月8日の前営業日である2023年5月2日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（2,449円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（2,402円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（2,391円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,324円）に対して、それぞれ14.33%、16.57%、17.11%、20.48%のプレミアムを加えた価格。なお、持株会社認可報道日の前営業日である2022年9月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（1,940円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,936円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,966円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,047円）に対して、それぞれ44.33%、44.63%、42.42%、36.79%のプレミアムを加えた価格。また、公開買付者による対象者株式に対する前回公開買付けの公表日の前営業日（2021年9月8日）の終値（1,453円）及

び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値(1,416円)、過去3ヶ月間の終値単純平均値(1,460円)、過去6ヶ月間の終値単純平均値(1,591円)に対して、それぞれ92.70%、97.74%、91.78%、75.99%のプレミアムを加えた価格。)とすること、②本取引を通じて対象者の非公開化を実現することは、対象者グループを含むSBIHDグループの持続的な企業価値向上に資するのみならず、公正な価格での売却機会を与えられる対象者の少数株主の皆様にとっても利益があることから、当該非公開化を確実に実施することが対象者の少数株主の皆様の利益に適うものと引き続き考えていること等を理由に本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定することは考えていないこと等を記載した回答書を対象者及び本特別委員会に対し提出したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、SBIHDらに対して、2023年5月9日に、①本公開買付価格について、1株当たり3,000円を下回る水準では、少数株主利益に配慮した結果であると結論付けることが依然難しいこと、②本公開買付価格がSBIHDらの提案価格の水準(1株当たり3,000円を下回る水準)に留まる場合、対象者及び本特別委員会としては、少数株主から本取引の条件について支持されていることの証左となるような下限の設定が必要となると考えており、すなわち、3,000円以上の本公開買付価格を提案するか、又は本公開買付価格がSBIHDらの提案価格である2,800円若しくは3,000円未満の水準となる場合は、下限の設定がなされなければ、対象者株主への応募推奨は困難と考えていること、具体的な下限設定の水準として、マジョリティ・オブ・マイノリティの考え方を前提としつつ、公開買付価格の多寡に関わらず一般的に公開買付けへ応募を行わない方針とされるパッシブ・インデックス運用ファンドの想定所有割合を考慮した下限の設定を希望すること等を内容とする回答書を受領し、本公開買付価格を再考することについての要請を行ったとのことです。

当該要請に対し、SBIHDらは、2023年5月10日に、①1株当たり2,800円の本公開買付価格は、SBIHDらとして、対象者の少数株主の皆様の利益に最大限配慮した上でのSBIHDらとして提示しうる最善かつ最終的な提案であり、対象者の少数株主の皆様の利益に十分資するものであると考えていることから、本公開買付価格に係る当該提案(本公開買付価格を1株当たり2,800円とすること)を維持すること、②買付予定数の下限の設定については、本取引を通じて対象者の非公開化を実現することが、対象者グループを含むSBIHDグループの持続的な企業価値向上に資するのみならず、公正な価格での売却機会を与えられる対象者の少数株主の皆様にとっても利益があることから、当該非公開化を確実に実施することが対象者の少数株主の皆様の利益に適うものと引き続き考えており、そのため、本公開買付けにおいて買付予定数について下限を設定することは考えていないこと等を記載した回答書を対象者及び本特別委員会に対し提出したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、SBIHDらに対して、2023年5月11日に、本公開買付けにおける買付予定数の下限の設定を再考することについての要請を行ったとのことです。

当該要請に対し、SBIHDらは、2023年5月11日に、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定することは対象者の少数株主の利益の観点から望ましくないとの考えは変わらず、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定することは考えていないこと等を記載した回答書を対象者及び本特別委員会に対し提出したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、SBIHDらに対して、2023年5月11日、本公開買付けについて、本公開買付価格を1株当たり2,800円とし、買付予定数の下限を設定しないとするSBIHDらの提案を受諾する旨の回答をしたとのことです。

これにより、SBIHDら及び対象者は、本公開買付けについて、本公開買付価格を1株当たり2,800円とし、買付予定数の下限を設定しないことで合意に至ったとのことです。

なお、公的資金の返済に関して、SBIHDらは、対象者及び本特別委員会から、公的資金の想定返済期間についての質問を受けたとのことですが、対象者及び本特別委員会は、SBIHDらから、本四者間契約において、SBIHD及び対象者が2025年3月末までに公的資金返済に関する具体的仕組みを預金保険機構及び整理回収機構に対して提案し、2025年6月末までに当該具体的仕組みを合意することとされているため、公的資金の返済に要する想定期間を特定することはできない旨回答するとともに、現時点におけるSBIHDらの考えとして、公開買付者と預金保険機構及び整理回収機構に対して、その持株比率に応じた配当を行う方法等により公的資金の返済を行うものと考えていること、及び、一定の水準における仮定を置いた上で、毎期の対象者による預金保険機構及び整理回収機構への配当額が公的資金の残額に達するためには相応の期間が必要となると考えている旨の説明を受けているとのことです。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、適宜、対象者や対象者のアドバイザーから報告を受け、確認及び意見の申述等を行っているとのことです。

具体的には、対象者は、対象者が作成した2024年3月期から2025年3月期までの事業計画（以下「対象者事業計画」といいます。）の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について本特別委員会の確認を受け、その承認を受けたとのことです。また、対象者は、本公開買付けに係る諸条件に関するSBIHDらとの交渉や、本四者間契約に関するSBIHDら、預金保険機構及び整理回収機構との交渉にあたっては、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行ったとのことです。さらに、SBIHDらから本公開買付価格その他の条件についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、対象者は、本特別委員会からの意見に従って対応を行ったとのことです。

そして、対象者は、2023年5月12日、本特別委員会から、総合的な判断で、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うこと、及び、対象者取締役会が対象者の株主に本公開買付けへの応募を推奨することは適切であるとする旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けたとのことです（本答申書の概要については、下記「3 買付け等の概要」の「（4）買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「（イ）対象者における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。）。

以上の経緯のもとで、対象者は、2023年5月12日開催の対象者取締役会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた助言に加えて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した2023年5月11日付の株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）」）といたします。）の内容及び本公開買付価格である1株当たり2,800円が対象者の株主（SBIHDら及びその関係会社並びに預金保険機構及び整理回収機構を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨の2023年5月11日付のフェアネス・オピニオン（以下「対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）」）といたします。）の内容、並びに、フロンティア・マネジメントから本特別委員会へ提出された2023年5月11日付の株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書（フロンティア・マネジメント）」）といたします。）及び本公開買付価格である1株当たり2,800円が対象者の株主（公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構を除きます。）にとって財務的

見地から妥当である旨の2023年5月11日付のフェアネス・オピニオン（以下「対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

すなわち、2023年5月12日、対象者は、対象者を非公開化することで、これまでよりも、機動的かつ柔軟な意思決定やSBIHDグループとの更なる一体化、及びより中長期的な経営戦略の構築・遂行が可能となり、以下に掲げる（ア）から（ウ）のシナジーやメリットが実現可能となると考えることから、本取引は、対象者の企業価値の向上にとって最善であると、判断したとのことです。

対象者が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジーやメリットは、以下（ア）から（ウ）のとおりであるとのことです。

（ア）機能や顧客基盤の相互補完によるビジネスの更なる強化

対象者グループのリテール分野（セグメント名：「個人業務」）においては、これまで両グループにおいて、金融商品仲介業務、銀行代理業及び共同店舗運営の3つの業務で全面的な業務提携を行ってきたとのことです。しかしながら、例えば、（a）共同店舗運営に関するSBIHDグループからの人員の派遣等を通じた支援、（b）SBIHDグループが有する地域金融機関ネットワークを活用した新生フィナンシャル株式会社の無担保ローンや新規顧客の獲得に向けた販売努力に関する支援、（c）SBIHDグループの関係会社を通じた対象者グループのアプラスの割賦販売事業における新規加盟店の獲得のための支援については、対象者としては、SBIHDグループからのより一層の支援の余地があると考えているとのことです。

また、対象者グループの法人分野（セグメント名：「法人業務」）においても、（a）SBIHDグループのベンチャー・キャピタルであるSBIインベストメントの投資先や地域金融機関の対象者への紹介、（b）対象者とSBIHDグループがそれぞれ有するM&Aアドバイザリーチームの協働による、M&Aの売り手と買い手のニーズのマッチングの強化に向けたSBIHDグループからの支援、（c）対象者によるM&Aファイナンスの提供のためのSBIHDグループからの案件紹介、（d）対象者グループに属する昭和リースが成長分野と位置付ける不動産やヘルスケア、環境・エネルギー等の領域に対して、SBIHDグループの有する多様な金融商品を組み合わせることを内容とするSBIHDグループからの提案といった各種領域においても、SBIHDグループからのより一層の支援の余地があると対象者としては考えているとのことです。

しかしながら、SBIHDグループから見た場合、対象者は連結子会社の一つに過ぎないことから、対象者グループの企業価値向上による利益の一部を対象者の少数株主の皆様が享受してしまうとの理由から、支援に限界があると考えております。そのため、対象者は、本取引により、公開買付け者がより多くの対象者株式を取得することで、SBIHDグループからの更なる支援を得ら

れるのではないかと考えているとのことです。

なお、本取引の実施後においても、預金保険機構及び整理回収機構は引き続き対象者の株主であり続けるものの、その理由は公的資金の返済の完了のためであることから、本取引の実施後は、両グループは公的資金の返済の完了という明確な目標のために、今以上に対象者の企業価値向上に向けた取組みを実施するものと考えているとのことです。そのため、「対象者グループの企業価値向上による利益の一部を預金保険機構及び整理回収機構が享受するため、SBIHDグループによる支援の強化がなされない」という事態は想定していないとのことです。

(イ) 両グループ全体で最適な経営資源の配分を迅速に行うこと

対象者は、これまで、独立した上場会社として、独自の経営管理機能を有していたとのことです。本取引を通じて対象者が非上場会社化することで、対象者グループとSBIHDグループとで重複して有する管理機能の統合等による経営資源の重複した消費の解消及び経営管理の高度化が達成できるものと考えているとのことです。

加えて、対象者グループ会社は、SBIHDグループに所属する一員として、これまでも、例えば、SBIアセットマネジメント株式会社と新生インベストメント・マネジメント株式会社の合併といった、事業ポートフォリオの統合に向けた試みを行ってきたとのことです。対象者の一般の株主の利益を配慮する観点から、SBIHDグループとの事業ポートフォリオの最適化については、非常に慎重に判断しており、迅速性という観点からは改善の余地があると考えているとのことです。対象者は、本取引により、対象者の一般の株主の利益の配慮という制限を取り除くことで、より迅速に、事業ポートフォリオの最適化を達成し、これをもって対象者グループの企業価値向上につながるものと考えているとのことです。

なお、本取引の実施後においても、預金保険機構及び整理回収機構は引き続き対象者の株主であり続けるものの、現在の対象者の株主数（2023年3月31日時点で約17,878名）に比べた場合、株主数は大きく減少することとなるため、経営判断の迅速性という観点からは大きく向上するものと考えているとのことです。

(ウ) 上場維持コストの削減

対象者は、本取引により、対象者株式が非公開化することで、監査費用、株主総会の運営に関する費用、株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の上場維持に要する各種コストを削減することが可能となると考えているとのことです。なお、上場廃止に伴うデメリットとして、知名度の低下による人材確保が難しくなる可能性も想定されるとのことですが、SBIHDグループとの間の人材交流の活発化が期待できることから、上場会社かつ相応の規模の企業生態系を構築しているSBIHDのグループの一員であり続けることで、当該デメリットは限定的と考えているとのことです。

また、対象者は、本取引によって実現可能と対象者が考える上記のシナジーやメリットの実現を通じて、対象者の企業価値向上を図り、対象者の自己資本を充実させることで、対象者の課題である公的資金の返済に向けた道筋をつけることも可能となるのではないかと考えているとの

ことです。

また、対象者は、以下の点から、本公開買付価格である1株当たり2,800円は対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (ア) 当該価格が、対象者において、下記「3 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で十分な交渉を重ねた結果、合意された価格であること。
- (イ) 当該価格が、下記「3 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の対象者株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)における三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価分析による算定結果の範囲を上回っており、類似企業比較分析及びDDM分析(下記「3 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(オ) 対象者における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の「(ii) 算定の概要」にて定義しております。)による算定結果の範囲内であること。また、下記「3 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、本公開買付価格である1株当たり2,800円が対象者の株主(SBIHDら及びその関係会社並びに預金保険機構及び整理回収機構を除きます。)にとって財務的見地から妥当である旨の対象者フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)が発行されていること。
- (ウ) 当該価格が、下記「3 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の対象者株式価値算定書(フロンティア・マネジメント)におけるフロンティア・マネジメントによる対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価法による算定結果の範囲を上回っており、類似企業比較法及びDDM法による算定結果の範囲内であること。また、下記「3 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、フロンティア・マネジメントから、本公開買付価格である1株当たり2,800円が対象者の少数株主(預金保険機構及び整理回収

機構を除きます。以下、対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の概要において同じです。）にとって財務的見地から妥当である旨の対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）が発行されていること。

(エ) 当該価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2023年5月11日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日の終値2,486円に対して12.63%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値2,442円に対して14.66%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値2,397円に対して16.81%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値2,334円に対して19.97%のプレミアムが加算されたものであり、また持株会社認可報道日の前営業日である2022年9月29日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日の終値1,940円に対して44.33%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,936円に対して44.63%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,966円に対して42.42%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値2,047円に対して36.79%のプレミアムが加算されたものであり、経済産業省による「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の公表日である2019年6月28日以降の親会社による上場子会社の非公開化を目的とした他の公開買付けの事例54件におけるプレミアムの水準（公表日の前営業日の終値に対して39.13%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して42.33%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して41.79%及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して39.59%）に照らしても遜色なく、合理的な水準と認められること。なお、対象者によれば、本公開買付け価格は対象者の2023年3月31日現在の連結簿価純資産から算出した1株当たり連結簿価純資産額を下回る場合も、簿価純資産額はあくまで理論的な清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映していないため、継続企業である対象者の株式価値算定において重視することは合理的でないと考えているとのことです。また、銀行法に基づく自己資本比率規制に服する対象者は、銀行事業の運営を継続する上で、配当等を通じて簿価純資産額に相当する金額を直ちに株主の皆様へ還元することは現実的ではなく、銀行業という高い公共性や預金者の保護を踏まえると、事業の清算を前提とした考え方は対象者の実態には適していないと考えているとのことです。仮に対象者が事業の清算を行う場合、対象者の保有する流動性の低い資産を中心に資産の売却に困難が生じ得ること及び様々な費用（預金の払戻し等に係る顧客対応コスト、店舗閉鎖に係る費用、従業員に対する割増退職金、海外子会社を含めた事業清算のための弁護士等の専門家費用等）が発生することから、簿価純資産額そのまま換価されるわけではなく、相当程度に毀損することが現実的なものとして想定されるため（なお、対象者においては、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、具体的な検討を経て概算された想定清算コスト等を勘案して算出される想定清算価値を本公開買付け価格が上回っていることの確認までは行っていないとのことです。）、簿価純資産額は、対象者の保有する資産の交換価値とは必ずしも関連性があるとはいえないと考えているとのことです。したがって、1株当たり連結簿価純資産額が対象者株式の公正価値の最低価格となるという考え方は採用し難く、また事業の清算を前提とした評価手法を重視することは継続企業である対象者の株式価値算定において合理的でないため、1株当たり連結簿価純資産額や清算価値と比較し本公開買付け価格を検討することは実施していないとのことです。

(オ) 当該価格は、下記「3 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②

算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「（イ）対象者における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、総合的な判断で、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うこと、及び、対象者取締役会が対象者の株主に本公開買付けへの応募を推奨することは適切であると考えられていること。

なお、対象者によれば、本公開買付価格のプレミアムについて、SBIHDらは本公開買付けの公表日の前営業日を基準とするプレミアムのほか、持株会社認可報道日の前営業日を基準とするプレミアムについても、本公開買付価格のプレミアムの水準を評価する要素に含めておりますが、対象者としても、持株会社認可報道日以降、対象者株式の株価には公開買付者による対象者株式の非公開化を含めた追加取得に関する市場からの一定の期待が既に織り込まれている可能性があると考えているとのことです。したがって、公開買付価格の妥当性に関する対象者としての判断の根拠については、持株会社認可報道日以前の対象者株式の株価と比較したプレミアムについても、対象者株主の皆様は判断材料として記載をすることが有用と考えているとのことです。

すなわち、公開買付者が追加的に対象者株式を取得するためには、銀行法上の銀行持株会社の認可（銀行法第52条の17）が必要であり、対象者としては、このことは対外的にも認識されていたと考えているとのことです。そして、持株会社認可報道日の時点で、公開買付者が保有する対象者株式は、当該時点の所有割合として48.21%であったものの、SBIHDらは、前回公開買付けに係る決済の開始日である2021年12月17日をもって、対象者を連結子会社としておりましたことから、このような状況で、公開買付者において、あえて銀行持株会社の認可を取得することは、議決権ベースでの過半数の対象者株式の取得を超えて、非公開化を含む対象者株式の追加取得の憶測を惹起させた可能性があり、そのような憶測が対象者株式の株価へ影響を与えた可能性があると考えているとのことです。実際に、対象者株式に係る株価は、持株会社認可報道日の前営業日（2022年9月29日）の終値（1,940円）比で、同報道日の翌営業日（2022年10月3日）には12.4%（2,180円）、5営業日後（2022年10月7日）には18.0%（2,290円）の上昇をしているとのことです。なお、持株会社認可報道日以降も、対象者株式の株価に影響を与える事象は発生いたしましたが（例えば、日本銀行の金融政策決定会合（2022年12月19日から20日にかけて開催）における長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）政策の修正の公表（2022年12月20日公表）、米連邦預金保険公社によるSilicon Valley Bank（本店の所在地：米国カリフォルニア州）に対する経営破綻宣言（2023年3月10日公表）や、米連邦預金保険公社によるFirst Republic Bank（本店の所在地：米国カリフォルニア州）に対する経営破綻宣言（2023年5月1日公表））、持株会社認可報道日以降の対象者株式に関する株価は、上昇傾向にあり、本公開買付けを実施することについての公表日である2023年5月12日に至るまで、持株会社認可報道日の前営業日の終値である1,940円を下回ることなく推移をしているとのことです。

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2023年5月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

③ 本公開買付け成立後の経営方針

SBIHDらは、上記「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のとおり、対象者グループを含むSBIHDグループの持続的な企業価値向上に向けた経営を行う方針であり、対象者の事業特性、強みを十分に活かした経営を行い、事業強化を図ってまいります。

なお、本日現在、対象者の取締役9名のうち、取締役3名が過去にSBIHDらの役職員の地位にあった者であります。今後の対象者の経営体制について現時点で具体的に決定しているものではありませんが、今後対象者と協議の上、上記「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の諸施策の実行や経営基盤の更なる強化に向けた最適な体制の構築を検討していく予定です。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意等

① 本四者間契約

SBIHDは、預金保険機構、整理回収機構及び対象者との間で、2023年5月12日付で、以下の内容を含む本四者間契約を締結しております。

(i) SBIHD、預金保険機構、整理回収機構及び対象者は、本四者間契約締結日現在の公的資金の残額（以下「要回収額」といいます。）が合計で349,374,894,942円であることにつき確認すること

(ii) SBIHD及び対象者は、公的資金について、会社法その他の法令を遵守し、対象者の財務の健全性及び事業上の必要性及び成長性を害することのない範囲で、可能な限り早期に要回収額を返済するよう努めること

(iii) SBIHD及び対象者は、かかる早期の公的資金の返済に向けて対象者の収益及び企業価値の更なる向上に取り組むとともに、本株式併合の効力発生後、2025年3月末日までに、その返済に関する具体的仕組み（返済に関して想定されるスケジュールを含みます。以下同じです。）につき預金保険機構及び整理回収機構に提案し、かかる提案の後、SBIHD、預金保険機構、整理回収機構及び対象者は、公的資金の返済に向けた具体的仕組みについて誠実に協議の上、2025年6月末日までに、具体的仕組みについて合意すること（以下、合意した具体的仕組みをそこで想定される要回収額の返済スケジュールを含め「確定返済スキーム」といいます。）

（但し、確定返済スキーム及びこれに基づく要回収額の返済は、要回収額の早期返済、株主平等原則を含む法令の遵守、対象者の財務の健全性及び事業上の必要性及び成長性、並びに対象者の各株主の権利を勘案したものでなければならないものとします。なお、SBIHD、預金保険機構、整理回収機構及び対象者は、資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る一般的な対応方針として預金保険機構がその時々において公表している方針（本四者間契約締結日現在においては、2005年10月28日付「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」に記載の方針をいいます。）が、預金保険機構及び整理回収機構がその時々保有する対象者発行の株式（その内容が変更された場合には、変更後の対象者発行の株式を含みます。本①において、以下「本株式」といいます。）の取扱いにも適用されることを確認します。）

(iv) 対象者及びSBIHDは、確定返済スキームにおいて想定されている要回収額の返済スケジュールに沿って公的資金の返済がなされるよう誠実に努めなければならないと、確定返済ス

キームの合意の翌年以降、毎年6月末日までに、預金保険機構及び整理回収機構に対し、確定返済スキームに従った公的資金の返済の状況を報告し、公的資金の返済が、確定返済スキームにおいて想定されている要回収額の返済スケジュールに対して遅延する見通しが生じた場合には、預金保険機構及び整理回収機構との間で誠実に協議すること

- (v) 対象者による預金保険機構及び整理回収機構に対するその他資本剰余金からの配当の他、本四者間契約締結日以前において実行された公的資金の返済の事案において、預金保険機構及び整理回収機構により公的資金の返済として扱われた方法は、同様の方法が対象者との関係で実施された場合は要回収額の返済に該当するものであることを確認すること（但し、預金保険機構及び整理回収機構が要回収額の返済に該当することを同意する範囲で、公的資金の返済がその他の方法により行われることを妨げず、本株式併合に伴い、預金保険機構又は整理回収機構が保有する本株式に生じる1株に満たない端数を対象者又は第三者が買い取った場合、預金保険機構又は整理回収機構に支払った買取りの対価は要回収額の返済に含まれるものとします。）
- (vi) 対象者は、本四者間契約の有効期間（注1）中、要回収額から預金保険機構及び整理回収機構に対する上記（v）に従った公的資金の返済額の合計額を控除した金額を対価の総額として、その時々において預金保険機構及び整理回収機構が保有する全ての本株式（一部は不可）を取得すること又は対象者が指定する第三者へ預金保険機構及び整理回収機構が本株式を譲渡することを請求することができるものとし、かかる請求があった場合、預金保険機構及び整理回収機構は、法令及び上記（iii）の対応方針に反しない範囲でこれに応じること（なお、この場合における預金保険機構及び整理回収機構に対する支払額の内訳については、当事者間で協議の上定めるものとします。）
- (vii) 対象者及びSBIHDは、対象者とSBIHD又はその子会社（銀行法第2条第8項の規定する子会社をいいます。）若しくは関連会社との間の取引については、アームズ・レングス・ルール（銀行と銀行グループ内会社等との利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定をいいます。）に従い行うものとする
- (viii) SBIHDは、預金保険機構及び整理回収機構の事前の書面による同意がない限り、その保有する公開買付者の株式を第三者への譲渡その他の方法で処分をせず、また、公開買付者をして、その保有する対象者株式を第三者への譲渡その他の方法で処分をさせてはならないこと（但し、(a)SBIHDのグループ会社（注2）に公開買付者の株式を譲渡し若しくは対象者の株式を譲渡させる場合（当該譲渡を受けたSBIHDのグループ会社を「SBIHDグループ譲受人」といいます。）、又は(b)当該譲渡後もSBIHDのグループ会社が保有する対象者の議決権の合計が3分の2以上である場合を除きます。かかる譲渡が行われた場合も、SBIHDは引き続き本四者間契約の当事者として義務を負うものとし、SBIHDグループ譲受人がSBIHDのグループ会社に該当しなくなる場合、SBIHDは当該SBIHDグループ譲受人が有する公開買付者の株式又は対象者の株式を自ら譲り受け、又はSBIHDのグループ会社に譲り受けさせるものとします。）、また、SBIHDは、SBIHD以外のSBIHDのグループ会社が対象者の株式を保有する場合には、当該グループ会社をして、本四者間契約上のSBIHDの義務と同等の義務を遵守させるものとする
- (ix) 対象者は、本四者間契約の有効期間中、預金保険機構及び整理回収機構の事前の書面による承諾なく、一定の事項（注3）について決定又は承認してはならないこと

- (注1) 本四者間契約は、本株式併合の効力が生じた日をもって発効するものとし、同日から、預金保険機構及び整理回収機構による要回収額全額の回収が完了するまでの間、有効とされております。但し、上記(i)については、本四者間契約の締結と同時に発効するものとされております。
- (注2) 上記(viii)にいう「SBIHDのグループ会社」とは、SBIHD及びその子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）第93条に定める指定国際会計基準（IFRS）のIFRS第10号に定める子会社をいいます。）を意味するものとし、
- (注3) (a) 株式の種類を追加、株式の内容の変更又は発行可能株式総数若しくは発行可能種類株式総数の増加についての定款の変更（但し、単元株式数についてのものを除きます。）及びその他公的資金の返済（確定返済スキームに関する合意が成立した後においては、確定返済スキームに従った公的資金の返済を意味します。）の妨げになるおそれのある定款の変更、(b) 自己株式の取得（確定返済スキームに関する合意が成立した後は、当該合意に従って行われる自己株式の取得を除きます。）、(c) 預金保険機構又は整理回収機構以外の株主に対する剰余金の配当（確定返済スキームに関する合意が成立した後は、当該合意に従って行われる剰余金の配当を除き、また、全株主に対して利益剰余金を原資として同順位かつ保有株式数に応じて支払われる剰余金の配当で、1事業年度における支払総額が、対象者が2023年3月期中に効力発生日が到来して支払った剰余金の配当の合計額の範囲内に留まるものは妨げられないものとし、）、(d) 特別支配株主による株式等売渡請求の承認、(e) 株式の併合（端数が生じるものに限り、）、並びに(f) 合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付その他の組織再編行為又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（対象者の株主総会決議を要しない場合を除きます。）をいいます。但し、預金保険機構及び整理回収機構は、(ア) 本株式併合により生じた対象者株式の端数の合計数を、会社法第235条に定める手続に従い対象者が買い取ること、及び(イ) 上記(ア)に定める端数合計数の買取り後も対象者が適正な自己資本を維持できるよう、公開買付者が、本公開買付価格と実質的に同等な額となるような引受価格により、第三者割当ての方法により対象者株式を引き受けることを了解し、かかる取引を行うために対象者が必要な手続を履践することについては、預金保険機構及び整理回収機構の承諾を要しないものとし、

② 本株主間覚書

SBIHDは、預金保険機構及び整理回収機構との間で、2023年5月12日付で、本株主間覚書を締結しております。本株主間覚書において、SBIHD、預金保険機構及び整理回収機構は、本四者間契約が締結されることを条件として本株主間覚書を締結するものであることを確認し、本四者間契約の規定を遵守することを互いに約するとともに、預金保険機構及び整理回収機構が、①本公開買付けについて、対象者の取締役会が賛同及び株主に対する応募の推奨の意見を決議及び公表しており、これが撤回又は変更されていないことを条件として、本不応募株式を本公開買付けに応募しないこと、及び②本スクイーズアウト手続を実施するために対象者の株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使することについて合意してお

ります。

なお、本株主間覚書は、2025年8月31日までに本公開買付けが成立しない場合には失効することとされております。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、公開買付者は対象者の支配株主（親会社）に該当し、また、公開買付者の親会社であるSBIHDも対象者の親会社に該当することから、本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本公開買付けを含む本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正さを担保するため、以下の措置を講じております。

なお、以下記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

- ① SBIHD における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における独立した特別委員会の設置
- ③ 対象者における独立した法律事務所からの助言の取得
- ④ 特別委員会における独立した法律事務所からの助言の取得
- ⑤ 対象者における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得
- ⑥ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得
- ⑦ 対象者における独立した検討体制の構築
- ⑧ 対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
- ⑨ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置
- ⑩ 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

以上の詳細については、下記「3 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority)」の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様が利益に資さない可能性が高いものと考えていること、及び、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者の非公開化を実現することは、対象者グループを含むSBIHDグループの持続的な企業価値向上に資するのみならず、対象者の少数株主の皆様にとっても利益があると考えているため、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しておりませんが、SBIHDら及び対象者において本「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、

本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式並びに預金保険機構及び整理回収機構が所有する対象者株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとすることを目的とした本スクイーズアウト手続を行うことを企図しております。具体的には、本公開買付けの成立後に、SBIHDらは、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（但し、公開買付者、対象者、預金保険機構及び整理回収機構を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うよう対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみが対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（但し、公開買付者、対象者、預金保険機構及び整理回収機構を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

上記の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（但し、公開買付者、対象者、預金保険機構及び整理回収機構を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、価格決

定の申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。上記の手續については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（但し、公開買付者、対象者、預金保険機構及び整理回収機構を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

上記の本臨時株主総会を開催する場合、SBIHDらは、2023年8月頃を目処に開催するよう対象者に要請する予定ですが、具体的な手續及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手續における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本株式併合をすることにより生じた1株に満たない端数の合計数に相当する対象者株式が対象者に対して売却される場合、当該売却後も対象者が適正な自己資本を維持できるよう、公開買付者が、本公開買付価格と実質的に同等な額となるような引受価格によって第三者割当ての方法により対象者の株式を引き受けることを通じて、対象者の株式を追加取得する可能性があります。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイーズアウト手續を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となります。上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

3. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	株式会社 SBI 新生銀行
② 所在地	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川島 克哉
④ 事業内容	(1) 預金または定期積金等の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引 (2) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務

	<p>(3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、私募の取扱い、売買その他の業務</p> <p>(4) 前各号の業務の外、銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(5) その他前各号の業務に付帯または関連する事項</p>	
⑤ 資本金	512,204 百万円 (2023 年 3 月 31 日時点)	
⑥ 設立年月日	1952 年 12 月 1 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2022 年 9 月 30 日 時点)	SBI 地銀ホールディングス株式会社	48.82%
	預金保険機構	13.18%
	株式会社整理回収機構	9.79%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8.78%
	株式会社シティインデックスイレブンス	2.68%
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2.05%
	JPLLC-CL JPY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.12%
	JP JPMSE LUX RE MERRILL LYNCH INTERNATI EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行 決済事業部)	0.88%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	0.73%
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1 (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行 決済事業部)	0.62%	
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資本関係	公開買付者は、本日現在、対象者株式 102,159,999 株(所有割合:50.04%)を所有しており、対象者を連結子会社としております。なお、公開買付者の完全親会社である SBIHD は、本日現在、対象者株式を直接には所有しておりません。	
人的関係	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の取締役 9 名のうち、五味廣文取締役、川島克哉取締役及び畑尾勝巳取締役は、過去に SBIHD グループにおいて役員を勤めていたことがあります。 ・2023 年 4 月 1 日現在、SBIHD グループからは対象者グループの 5 社に対して 27 名、対象者グループからは SBIHD グループの 8 社に対して 34 名がそれぞれ出向しています(いずれも兼務出向者を含みません。) 	
取引関係	<p>対象者と SBIHD との間には、以下の取引関係があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者は SBIHD の子会社である地方創生パートナーズ株式会社及び SBI PE ホールディングスの株主です。 ・対象者は SBIHD の子会社である SBI インベストメント株式会社が設立運営する FinTech ビジネスイノベーション投資事業有限責任組合、 	

	<p>SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合、SBI 4 & 5 投資事業有限責任組合及び SBI 地域事業承継投資 2 号投資事業有限責任組合へ出資しております。</p> <p>・SBIHD、SBI Africa 株式会社、SBI エステートファイナンス株式会社及び SBI LYHOUR BANK PLC.は対象者との間で融資取引を行っております。</p>
<p>関連当事者への 該当状況</p>	<p>対象者は、公開買付者の連結子会社であり、公開買付者の関連当事者に該当します。</p>

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議日	2023 年 5 月 12 日 (金曜日)
公開買付開始公告日	<p>2023 年 5 月 15 日 (月曜日)</p> <p>電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。</p> <p>電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)</p> <p>但し、公告日当日は新聞休刊日のため、2023 年 5 月 16 日 (火曜日) に掲載します。</p>
公開買付届出書提出日	2023 年 5 月 15 日

② 届出当初の買付け等の期間

2023 年 5 月 15 日 (月曜日) から 2023 年 6 月 23 日 (金曜日) まで (30 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,800 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

SBIHD らは、本公開買付価格を決定するに際して、SBIHD ら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるシティグループ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。シティグループ証券は、SBIHD ら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

シティグループ証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較法による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、対象者が事業を安

定的に行う上で必要となる自己資本比率を仮定し、その自己資本比率から算出される自己資本を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を株主資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法であり、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル（Dividend Discount Model）法（以下「DDM法」といいます。）を用いて対象者株式の価値算定を行い、SBIHDらは、2023年5月12日付でシティグループ証券から株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。なお、SBIHDらは、下記「②算定の経緯」に記載の諸要素を総合的に考慮し、かつ対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を判断・決定する予定であるため、シティグループ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 2,334円から 2,486円
類似会社比較法	: 1,896円から 3,524円
DDM法	: 2,078円から 3,358円

市場株価法では、本公開買付けに係るSBIHDらの取締役会決議日の前営業日である2023年5月11日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の、同日までの直近1ヶ月間（2023年4月12日から2023年5月11日）の終値単純平均値2,442円、同日までの直近3ヶ月間（2023年2月13日から2023年5月11日）の終値単純平均値2,397円及び同日までの直近6ヶ月間（2022年11月14日から2023年5月11日）の終値単純平均値2,334円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,334円から2,486円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者が営む銀行事業、消費者金融・クレジットカード事業、リース事業に類似する事業に従事すると判断される類似上場会社を比較対象として参照し、市場株価に対する一株当たり株主資本、一株当たり有形株主資本及び一株当たり当期純利益の倍率を用いて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、1,896円から3,524円までと分析しております。

DDM法では、対象者から提供を受けた対象者事業計画、対象者の直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2024年3月期から2025年3月期において事業を安定的に行う上で必要となる自己資本比率を仮定し、その自己資本比率から算出される自己資本を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を株主資本コストで現在価値に割り引いて対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を、2,078円から3,358円までと分析しております。なお、シティグループ証券がDDM法に用いた対象者事業計画に基づく財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期において、これまで対象者グループを含むSBIHDグループ全体として取り組んできた施策のシナジー効果の実現や資産の整理・入れ替え等、資本の効率的な運営や再配分に伴う収益増加が見込まれることから、当期純利益は対前年比大幅な増益となることを見込んでおります。また、本公開買付けにより実現することが期待されるシナジー効果については、本公開買付けの開始時点においては、対象者とのシナジー実現の蓋然性や

時間軸が見通しづらいため、反映しておりません。

SBIHD からは、シティグループ証券から取得した本株式価値算定書に記載された市場株価法、類似会社比較法、DDM 法の株式価値の範囲を踏まえ、本公開買付価格を検討したところ、SBIHD において 2023 年 3 月下旬から 2023 年 5 月上旬までに実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募の見通しを総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、2023 年 5 月 12 日に、本公開買付価格を 1 株当たり 2,800 円とすることを決定いたしました。なお、本公開買付けと同種の親会社による上場子会社の完全子会社化事例において付与されたプレミアム分析につきましては、参考として初期的な分析を行ったものの、プレミアムは各事例の当時の市場株価や公開買付者が妥当と考える各事例の対象者の本源的価値の水準によって異なりうることから、直接的に比較することは不可能と判断し、本公開買付価格の検討上は考慮しておりません。

本公開買付価格である 2,800 円は、本公開買付けを実施することについての公表日の前営業日である 2023 年 5 月 11 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 2,486 円に対して 12.63%のプレミアムを加えた価格、過去 1 ヶ月間（2023 年 4 月 12 日から 2023 年 5 月 11 日）の終値単純平均値 2,442 円に対して 14.66%のプレミアムを加えた価格、過去 3 ヶ月間（2023 年 2 月 13 日から 2023 年 5 月 11 日）の終値単純平均値 2,397 円に対して 16.81%のプレミアムを加えた価格、過去 6 ヶ月間（2022 年 11 月 14 日から 2023 年 5 月 11 日）の終値単純平均値 2,334 円に対して 19.97%のプレミアムを加えた価格であり、公開買付者による銀行持株会社認可申請に係る報道日の前営業日である 2022 年 9 月 29 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 1,940 円に対して 44.33%のプレミアムを加えた価格、同日を基準とした過去 1 ヶ月間（2022 年 8 月 30 日から 2022 年 9 月 29 日）の終値単純平均値 1,936 円に対して 44.63%のプレミアムを加えた価格、過去 3 ヶ月間（2022 年 6 月 30 日から 2022 年 9 月 29 日）の終値単純平均値 1,966 円に対して 42.42%のプレミアムを加えた価格、過去 6 ヶ月間（2022 年 3 月 30 日から 2022 年 9 月 29 日）の終値単純平均値 2,047 円に対して 36.79%のプレミアムを加えた価格であり、公開買付者による対象者株式に対する前回公開買付けの公表日の前営業日である 2021 年 9 月 8 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 1,453 円に対して 92.70%のプレミアムを加えた価格、同日を基準とした過去 1 ヶ月間（2021 年 8 月 9 日から 2021 年 9 月 8 日）の終値単純平均値 1,416 円に対して 97.74%のプレミアムを加えた価格、過去 3 ヶ月間（2021 年 6 月 9 日から 2021 年 9 月 8 日）の終値単純平均値 1,460 円に対して 91.78%のプレミアムを加えた価格、過去 6 ヶ月間（2021 年 3 月 9 日から 2021 年 9 月 8 日）の終値単純平均値 1,591 円に対して 75.99%のプレミアムを加えた価格です。

SBIHD は 2021 年 1 月 28 日から同年 3 月下旬にかけて、市場取引の方法により、当時の市場価格（2021 年 1 月 28 日から同年 3 月下旬における対象者株式取得の取得単価の平均は 1,656.44 円）にて対象者株式を取得しておりますが、当該市場取引はそれぞれ東京証券取引所市場第一部における競争売買により行われており、本公開買付けと異なり、プレミアムは付与されておられません。

また、公開買付者は、2021 年 9 月 9 日を取得日として、SBIHD から相対取引により、対象者株式 100 株を 1 株当たり 1,418 円（同月 7 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値）で取得しております。本公開買付価格（1 株当たり 2,800 円）と当該取得価格（1 株当

り 1,418 円)の間には、1株当たり 1,382 円の差異が生じておりますが、これは、当該株式取得の時点以降の対象者株式の株価の動向に加えて、当該株式取得は、100%親子会社間の株式譲渡によるものであって、本公開買付けと異なり、プレミアムが付与されていないためです。

また、公開買付者は、2021年9月10日に開始した前回公開買付けにより対象者株式を1株当たり 2,000 円で取得しております。本公開買付け価格(1株当たり 2,800 円)と前回公開買付けに係る公開買付け価格(1株当たり 2,000 円)の間には、1株当たり 800 円の差異が生じておりますが、これは、対象者株式の株価水準が変動したこと(前回公開買付けの公表日の前営業日である 2021年9月8日の対象者株式の終値が 1,453 円であったのに対して、本公開買付けの公表日の前営業日である 2023年5月11日の対象者株式の終値は 2,486 円)、公開買付けに対するプレミアム水準が異なること(前回公開買付けに係る公開買付け価格(1株当たり 2,000 円)が前回公開買付けの公表日の前営業日である 2021年9月8日の対象者株式の終値 1,453 円に対して 37.65%のプレミアムを加えたものであるのに対して、本公開買付け価格(1株当たり 2,800 円)は本公開買付けの公表日の前営業日である 2023年5月11日の対象者株式の終値 2,486 円に対して 12.63%のプレミアムを加えたもの)、並びに、前回公開買付け及び本公開買付けのそれぞれにおいて、当該各時点において公開買付者が対象者株式の株式価値算定において用いた対象者の財務予測及びそれを踏まえた対象者株式に関する株式価値算定結果が変動したことによるものです。

さらに、公開買付者は、2022年10月12日から同月19日にかけて、市場取引の方法により、当時の市場価格(2022年10月12日から同月19日における対象者株式取得の取得単価の平均は 2,144.62 円)にて対象者株式を取得しておりますが、当該市場取引は東京証券取引所スタンダード市場における競争売買により行われており、本公開買付けと異なり、プレミアムは付与されておられません。

② 算定の経緯

(本公開買付け価格の決定に至る経緯)

上記「2 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、SBIHDらは、2023年2月8日に、対象者に連絡し、対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとする非公開化を目的として、買付予定数の上限及び下限を設定しない形の現金対価による対象者株式に対する本公開買付けを実施し、本公開買付けにより預金保険機構及び整理回収機構以外の株主が所有する対象者株式の全てを取得できなかった場合には、対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとするを目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを提案する旨の初期的提案書を提出し、同年3月上旬に、対象者から、検討に必要な体制を構築した上で、提案内容を検討する旨の連絡を受領いたしました。その後、SBIHDらは、同年3月下旬から対象者に対するデュー・ディリジェンスを行うとともに、並行して、対象者の特別委員会から2023年4月4日に本取引に関する質問を受領したため、2023年4月10日に回答を行うなど、SBIHDら及び対象者は、本取引の諸条件について、2023年3月中旬以降、複数回に亘り協議を重ねてまいりました。

SBIHDらは、対象者に対し、2023年4月14日に、当該時点におけるデュー・ディリジェンス

の経過及び取引条件の検討結果を踏まえ、①初期的提案書に記載した本取引の想定スキームをそのまま維持すること、②SBIHDらは対象者グループにおける公的資金の返済を最重要課題の一つと認識しており、対象者を非公開化した上で早期に公的資金返済の道筋をつけることが社会的な責務であると考えていること、対象者の非公開化後にシナジー施策の推進等を通じて、返済原資や企業価値の源泉である対象者の収益力の向上に向け注力することで公的資金の返済に資するものと考えていること等の公的資金返済に関するSBIHDらの考え方、③本公開買付価格を1株当たり2,600円（2023年4月14日の前営業日である2023年4月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（2,376円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（2,305円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（2,368円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,300円）に対して、それぞれ9.43%、12.80%、9.80%、13.04%のプレミアムを加えた価格。なお、持株会社認可報道日の前営業日である2022年9月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（1,940円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,936円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,966円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,047円）に対して、それぞれ34.02%、34.30%、32.25%、27.02%のプレミアムを加えた価格。また、公開買付者による対象者株式に対する前回公開買付けの公表日の前営業日（2021年9月8日）の終値（1,453円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,416円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,460円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（1,591円）に対して、それぞれ78.94%、83.62%、78.08%、63.42%のプレミアムを加えた価格。）とすること等を記載した提案書を提出いたしました。

これに対して、SBIHDらは、2023年4月17日に、対象者及び本特別委員会から、①本取引のストラクチャーについて大枠に異存はない旨及び②公的資金の返済は重要な問題のひとつであり、慎重な検討が必要であると認識している旨の回答、並びに③1株当たり2,600円という本公開買付価格は対象者の本源的価値に照らし不十分な水準で、少数株主の利益に資さないものであるとして、本公開買付価格を再考することについての要請を受けました。当該要請に対し、SBIHDらは、2023年4月21日に、1株当たり2,600円の本公開買付価格を再検討することは考えていないこと等を内容とする回答書を、対象者及び本特別委員会に対し提出いたしました。これに対して、SBIHDらは、2023年4月25日に、対象者及び本特別委員会から、1株当たり2,600円の本公開買付価格が不十分であるとの結論は変わらず、対象者及び本特別委員会としては、当該価格は、想定する対象者株式の本源的価値に照らし少数株主への説明責任を果たすことができない過小評価された水準であると考えており、対象者がSBIHDらに対して開示した事業計画も踏まえて中長期的・持続的な視点で想定する対象者の本源的価値に基づけば、対象者の株式価値は1株当たり3,400円を超える水準も十分に正当化をすることが可能であると考えているとして、本公開買付価格を再考することについての要請を受けました。

当該要請に対し、SBIHDらは、2023年4月27日に、本公開買付価格を1株当たり2,700円（2023年4月27日の前営業日である2023年4月26日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（2,411円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（2,371円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（2,387円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,317円）に対して、それぞれ11.99%、13.88%、13.11%、16.53%のプレミアムを加えた価格。なお、持株会社認可報道日の前営業日である2022年9月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（1,940円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,936円）、過去3ヶ

月間の終値単純平均値（1,966円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,047円）に対して、それぞれ39.18%、39.46%、37.33%、31.90%のプレミアムを加えた価格。また、公開買付者による対象者株式に対する前回公開買付けの公表日の前営業日（2021年9月8日）の終値（1,453円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,416円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,460円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（1,591円）に対して、それぞれ85.82%、90.68%、84.93%、69.70%のプレミアムを加えた価格。）とすること等を記載した回答書を対象者及び本特別委員会に対し提出いたしました。これに対して、SBIHDらは、2023年4月29日に、対象者及び本特別委員会から、①1株当たり2,700円の本公開買付価格は、対象者及び本特別委員会として想定する本源的価値に照らした株式価値の水準から依然大きく乖離しており、少数株主の利益を十分に配慮し、少数株主にできる限り有利な取引条件を目指す合理的な努力が期待されている本特別委員会としては受け入れ困難な価格であること、②最終的な公開買付価格の水準によっては、買付予定数の下限設定は極めて重要な位置付けになると考えており、今後、SBIHDらからの提案価格の大幅な引き上げが見込めない場合には、対象者及び本特別委員会としては、対象者の少数株主による相応の応募があることを本公開買付けの成立の条件とするべく、下限設定（いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの要素を含みます。）の要請が必須であると考えていること等を内容とする回答書を受領し、本公開買付価格を再考することについての要請を受けました。

当該要請に対し、SBIHDらは、2023年5月2日に対象者の経営陣から対象者の事業計画に関する説明を受けた上で、2023年5月8日に、①本公開買付価格を1株当たり2,800円（2023年5月8日の前営業日である2023年5月2日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（2,449円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（2,402円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（2,391円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,324円）に対して、それぞれ14.33%、16.57%、17.11%、20.48%のプレミアムを加えた価格。なお、持株会社認可報道日の前営業日である2022年9月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（1,940円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,936円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,966円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（2,047円）に対して、それぞれ44.33%、44.63%、42.42%、36.79%のプレミアムを加えた価格。また、公開買付者による対象者株式に対する前回公開買付けの公表日の前営業日（2021年9月8日）の終値（1,453円）及び同日を基準とした過去1ヶ月間の終値単純平均値（1,416円）、過去3ヶ月間の終値単純平均値（1,460円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（1,591円）に対して、それぞれ92.70%、97.74%、91.78%、75.99%のプレミアムを加えた価格。）とすること、②本取引を通じて対象者の非公開化を実現することは、対象者グループを含むSBIHDグループの持続的な企業価値向上に資するのみならず、公正な価格での売却機会を与えられる対象者の少数株主の皆様にとっても利益があることから、当該非公開化を確実に実施することが対象者の少数株主の皆様の利益に適うものと引き続き考えていること等を理由に本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定することは考えていないこと等を記載した回答書を対象者及び本特別委員会に対し提出いたしました。

これに対して、SBIHDらは、2023年5月9日に、対象者及び本特別委員会から、①本公開買付価格について、1株当たり3,000円を下回る水準では、少数株主利益に配慮した結果であると結論付けることが依然難しいこと、②本公開買付価格がSBIHDらの提案価格の水準（1株当たり3,000円を下回る水準）に留まる場合、対象者及び本特別委員会としては、少数株主から本取引の

条件について支持されていることの証左となるような下限の設定が必要となると考えており、すなわち、3,000円以上の本公開買付価格を提案するか、又は本公開買付価格がSBIHDらの提案価格である2,800円若しくは3,000円未満の水準となる場合は、下限の設定がなされなければ、対象者株主への応募推奨は困難と考えていること、具体的な下限設定の水準として、マジョリティ・オブ・マイノリティの考え方を前提としつつ、公開買付価格の多寡に関わらず一般的に公開買付けへ応募を行わない方針とされるパッシブ・インデックス運用ファンドの想定所有割合を考慮した下限の設定を希望すること等を内容とする回答書を受領し、本公開買付価格を再考することについての要請を受けました。

当該要請に対し、SBIHDらは、2023年5月10日に、①1株当たり2,800円の本公開買付価格は、SBIHDらとして、対象者の少数株主の皆様の利益に最大限配慮した上でのSBIHDらとして提示しうる最善かつ最終的な提案であり、対象者の少数株主の皆様の利益に十分資するものであると考えていることから、本公開買付価格に係る当該提案（本公開買付価格を1株当たり2,800円とすること）を維持すること、②買付予定数の下限の設定については、本取引を通じて対象者の非公開化を実現することが、対象者グループを含むSBIHDグループの持続的な企業価値向上に資するのみならず、公正な価格での売却機会を与えられる対象者の少数株主の皆様にとっても利益があることから、当該非公開化を確実に実施することが対象者の少数株主の皆様の利益に適うものと引き続き考えており、そのため、本公開買付けにおいて買付予定数について下限を設定することは考えていないこと等を記載した回答書を対象者及び本特別委員会に対し提出いたしました。これに対して、SBIHDらは、2023年5月11日に、対象者及び本特別委員会から、本公開買付けにおける買付予定数の下限の設定を再考することについての要請を受けました。

当該要請に対し、SBIHDらは、2023年5月11日に、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定することは対象者の少数株主の利益の観点から望ましくないとの考えは変わらず、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定することは考えていないこと等を記載した回答書を対象者及び本特別委員会に対し提出いたしました。これに対して、2023年5月11日、SBIHDらは、対象者から、本公開買付けについて、本公開買付価格を1株当たり2,800円とし、買付予定数の下限を設定しないとするSBIHDらの提案を受諾する旨の回答を受けました。これにより、SBIHDら及び対象者は、本公開買付けについて、本公開買付価格を1株当たり2,800円とし、買付予定数の下限を設定しないことで合意に至りました。

なお、公的資金の返済に関して、SBIHDらは、対象者及び本特別委員会から、公的資金の想定返済期間についての質問を受けましたが、本四者間契約において、SBIHD及び対象者が2025年3月末までに公的資金返済に関する具体的仕組みを預金保険機構及び整理回収機構に対して提案し、2025年6月末までに当該具体的仕組みを合意することとされているため、公的資金の返済に要する想定期間を特定することはできない旨回答するとともに、現時点におけるSBIHDらの考えとして、公開買付者と預金保険機構及び整理回収機構に対して、その持株比率に応じた配当を行う方法等により公的資金の返済を行うものと考えていること、及び、一定の水準における仮定を置いた上で、毎期の対象者による預金保険機構及び整理回収機構への配当額が公的資金の残額に達するためには相応の期間が必要となると考えていることを、対象者及び本特別委員会に対して説明しております。

以上の対象者との協議・交渉を踏まえ、SBIHDらは、上記「2 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」のとおり、2023年5月12日開催のSBIHDの取締役会及び2023年5月12日

付の公開買付者の取締役会決議において、本公開買付価格を1株当たり2,800円とし、対象者の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとする非公開化を目的とした本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

SBIHDらは、本公開買付価格を決定するに際し、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者から独立した第三者算定機関としてシティグループ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しており、SBIHDらは、シティグループ証券から2023年5月12日に本株式価値算定書を取得しております。シティグループ証券はSBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者の関係当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、SBIHDらは、本「②算定の経緯」に記載の諸要素を総合的に考慮し、かつ対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を判断・決定する予定であるため、シティグループ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 2,334円から2,486円
類似会社比較法	: 1,896円から3,524円
DDM法	: 2,078円から3,358円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

SBIHDらは、本株式価値算定書に記載された市場株価法、類似会社比較法、DDM法の株式価値の範囲を踏まえ、本公開買付価格を検討したところ、SBIHDらにおいて2023年3月下旬から2023年5月上旬までに実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募の見通しを総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、2023年5月12日に、本公開買付価格を1株当たり2,800円とすることを決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

SBIHDら及び対象者は、対象者がSBIHDらの連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、その公正性及び透明性を担保するため、それぞれ以下のような措置を実施しております。

なお、以下記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

(ア) SBIHDらにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

SBIHDらは、本公開買付価格を決定するに際して、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるシティグループ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。シティグループ証券は、SBIHDらの関連当事者には該当しません。

詳細については、上記「①算定の基礎」をご参照ください。

(イ) 対象者における独立した特別委員会の設置

(i) 設置等の経緯

上記「2 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2023年3月9日付の取締役会決議により本特別委員会を設置したとのことです。

対象者は、当該決議に先立ち、本特別委員会の委員の候補者が、SBIHDら、預金保険機構及び整理回収機構からの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して少数株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、対象者の独立社外取締役及び独立社外監査役と協議し、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ十分な検討・協議の機会確保の観点も踏まえた適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、早崎保浩氏（対象者社外取締役）、寺田昌弘氏（対象者社外取締役）、赤松育子氏（対象者社外監査役）及び須田美矢子氏（外部有識者委員。一般財団法人キャノングローバル戦略研究所所属）の4名を、本特別委員会の委員の候補として選定したとのことです。

なお、須田美矢子氏については、対象者の役員ではありませんが、内定済みであった特別委員会の委員からの紹介をきっかけとして、対象者は同氏と面談を行ったとのことです。その結果、須田美矢子氏は、対象者の独立社外役員以上に高い独立性を有し、かつ、日銀政策委員会審議委員や大学教授等を歴任され、経済や金融に対する深い知見を有していることから、対象者は、同氏を本特別委員会の委員として適切であると考え選定したとのことです。なお、これらの本特別委員会の委員は、本特別委員会の設置の当初から変更していないとのことです。

その上で、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会を対象者取締役会から独立した合議体として位置付け、(a)諮問事項の検討にあたって、本特別委員会は、対象者の株式価値評価及び本取引に係る算定書、フェアネス・オピニオン、その他のアドバイスの提供、その他本特別委員会が必要と判断する事項を第三者機関等に委託することができるものとし、その場合の当該委託に係る合理的な費用は対象者が負担すること、(b)本取引に関する対象者取締役会の意思決定は本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、対象者取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする、(c)本公開買付けにおける買付け等の価格その他の取引条件等又は本取引の目的・プロセス等に係る開示内容について、本特別委員会が必要と判断する場合において一定の行為をなす権限（すなわち、(ア)本特別委員会が、対象者の役職員・部署（過去に、SBIHDグループにおいて役員を務めていた五味廣文取締役、川島克哉取締役及び畑尾勝巳取締役を除きます。以下同じです。）に

対して、必要な調査を行うことを指示する権限、(イ)本特別委員会が、対象者の役職員・部署に対して、SBIHDら、金融庁、預金保険機構及び整理回収機構と交渉・調整を行うことを指示する権限、(ウ)本特別委員会が、SBIHDら、金融庁、預金保険機構及び整理回収機構と自ら交渉・調整する権限)が付与されることを決議したとのことです。

なお、本特別委員会の全委員について、答申内容にかかわらず、開催回数に応じて算出される報酬を支払うものとしているとのことです。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2023年3月15日から2023年5月11日までの間に合計24回、約44時間にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。

その上で、本特別委員会は桃尾・松尾・難波法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っているとのことです。また、本特別委員会は、対象者が作成した対象者事業計画について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認しているとのことです。

さらに、本特別委員会は、対象者から、本取引の目的や意義、対象者の事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施し、公開買付者に対しても、質問事項を提示し、公開買付者から、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式により質疑応答を実施したとのことです。

加えて、下記「(オ) 対象者における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「(カ) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び本特別委員会の第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントは、対象者事業計画を前提とした対象者株式の価値算定をそれぞれ実施しているとのことですが、本特別委員会は、対象者の依頼により三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、フロンティア・マネジメントから、対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。

さらに、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、複数回、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認したとのことです。

上記に加えて、本特別委員会は、対象者の公開買付者との交渉について、随時、対象者並びに対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から報告を受け、対象者の交渉方針につき、フロンティア・マネジメント

トから受けた助言を踏まえつつ審議及び検討を行った後、適宜、必要な意見を述べたとのことです。

具体的には、本特別委員会は、公開買付者からの本公開買付価格に関する提案を受領次第、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から対象者が聴取した対応方針及び公開買付者との交渉方針等についての分析・意見、並びにフロンティア・マネジメントから受けた財務的見地からの助言を踏まえて、検討を行ったとのことです。その上で、本特別委員会は、対象者に対して、公開買付者に本公開買付価格の再検討を要請することとしたいとの対象者の意向について異議がない旨の意見を述べるとともに、対象者としての本取引の意義・目的を達するために公開買付者との間で協議すべき事項について意見を述べる等、対象者と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において関与したとのことです。その結果、対象者は、2023年5月11日、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり2,800円とすることを含む提案を受け、結果として、合計5回の提案を受け、最初の価格提案から7.69%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）の価格の引き上げを受けるに至っているとのことです。

さらに、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、複数回、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、少数株主に対して十分な情報開示がなされる予定であることを確認したとのことです。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2023年5月12日付で、委員の過半数（委員4名中3名）の承認により、総合的な判断で、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うこと、及び、対象者取締役会が対象者の株主に本公開買付けへの応募を推奨することは適切であると考える旨の答申を行い、対象者取締役会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。なお、本答申書については、寺田昌弘委員による補足意見と須田美矢子委員による反対意見が付されています。詳細は下記「(vi) 反対意見及び補足意見」をご参照ください。

(iv) 答申内容

1. 諮問事項（ア）（本取引の目的及び当該目的実現のための手段としての本取引は正当性・合理性を有するか（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。））について

本取引の目的及び当該目的実現のための手段としての本取引は、正当であり、また、合理的であると認めることができる。また、本取引は、対象者の企業価値向上に資すると考える。

2. 諮問事項（イ）（本取引の条件（本公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか）について

本公開買付価格が株主平等の観点から公正であるか否かの判断は困難であるものの、全体として本取引の条件（本公開買付価格を含む。）は、公正・妥当なものであると考える。

3. 諮問事項（ウ）（本取引において、適切な開示と公正な手続を通じて対象者の株主の利益への十分な配慮・説明がなされることとなるか）について

本取引においては、現時点で可能と思われる範囲で適切な開示がなされ、また、公正な手続がとられており、対象者の株主の利益への配慮・説明が相応になされていると考える。

4. 諮問事項（エ）（上記（ア）から（ウ）のほか、本取引は少数株主にとって不利益でないと考えられるか）について

上記（ア）から（ウ）のほか、本取引が少数株主にとって不利益となる事項は認識されないと考える。

5. 諮問事項（オ）（本取引に関連又は付随して対象者が当事者となる契約等の締結が必要となる場合は、対象者が同契約等を締結することが不適切ではないか（内容も勘案して判断を行う。））について

本取引に関連又は付随して対象者が当事者となる本四者間契約については、当該契約の内容も勘案した結果、対象者が同契約を締結することは不適切ではないと考える。

6. 諮問事項（カ）（上記（ア）から（オ）の検討を踏まえ、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことは適切か、及び、それを適切と判断する場合にはさらに、対象者取締役会が対象者の株主に本公開買付けへの応募を推奨することは適切か）について

上記諮問事項（ア）から（オ）についての検討を踏まえ、総合的な判断で、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うこと、及び、対象者取締役会が対象者の株主に本公開買付けへの応募を推奨することは適切であると考ええる。

(v) 答申理由

1. 諮問事項（ア）について

(1) 本取引の目的の正当性・合理性

以下の点より、本取引の目的には正当性及び合理性があると認めることができる。また、本取引は、対象者の企業価値向上に資すると考える。

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について、SBIHDら及び対象者から説明（なお、本特別委員会がSBIHDらに対して質疑を行い、その回答として説明された内容を含む。）を受けた。

ア. SBIHDらの説明

SBIHDらから受けた説明によれば、本取引の目的は以下のとおりとのことである。

- ・現在の資本関係を前提とすると、対象者の企業価値の向上や、両グループ全体の中長期的な成長に資するような施策のうち、短期的には対象者の少数株主にとってその意義が容易に汲み取りにくい施策（例えば、対象者での利益最大化に時間を要する先行投資や、対象者の成長の実現に時間を要するSBIHDグループとの連携に関する施策等）を積極

的に実施することが難しい。また、対象者グループが、SBIHDグループとの間の取引を実施する場合には、少数株主の利益保護の観点から対象者の独立社外取締役から構成される「親法人取引諮問委員会」による事前の審査及び事後のモニタリングを行う必要があり、対象者グループとSBIHDグループ間の取引については、迅速な判断ができない状況となっている。そこで、対象者を非公開化することにより、対象者とSBIHDグループ各社との連携を更に強化し、意思決定を迅速かつ柔軟に実施するとともに、両グループ全体の中長期的な成長に繋がり得る各種施策を積極的に実施することが可能となる。

- ・ 本取引の実施後は、リテール分野では、金融商品仲介業務、銀行代理業及び共同店舗運営の3つの業務において、対象者とSBIHDグループ各社との提携の強化（具体的には、対象者の無担保ローンの拡販、地域金融機関との各地域における「スーパーアプリ」の実現、SBI証券との連携による無担保ローンの新規顧客獲得、SBIHDグループの関係会社を通じた割賦販売事業における加盟店の紹介等の施策の検討）を進めていく。また、法人業務においても、様々な取引において業務提携（例えば、SBIHDグループのベンチャー・キャピタルであるSBIインベストメントの投資先や地域金融機関から紹介された企業に対して、融資をはじめ対象者が強みとするオーダーメイド型のファイナンスを迅速かつ柔軟に提供する等）を柔軟かつ迅速に実行することを検討している。
- ・ SBIHDらは、公的資金返済を、対象者最重要課題の一つと認識しており、対象者を非公開化した上で早期に公的資金返済の道筋をつけることが社会的な責務であると考えている。公的資金返済の道筋をつけることで、対象者における資本政策の柔軟化を含めた事業運営上の自由度を更に増大させることが可能となり、これによって対象者の更なる中長期的な企業価値向上が期待できる。
- ・ 対象者が上場会社でなくなることで、年間上場料や金融商品取引法監査に係る監査報酬等、上場に伴う各種コストを削減できる。
- ・ 対象者が上場している東京証券取引所のスタンダード市場の上場維持基準として、流通株式比率25%以上の基準が設けられている中、公開買付者並びに預金保険機構及び整理回収機構が併せて対象者株式の73.02%を所有しているために対象者の流通株式比率は十分に高いとはいえず、今後対象者の上場維持が困難となるおそれがある。そのため、本公開買付けを含む一連の手続を通じて、対象者を非公開化することによって、対象者の少数株主に株式の売却の機会を提供することは、対象者の少数株主にとっても利益がある。

イ. 対象者の考え

対象者の説明によると、本取引の目的について、対象者は以下のとおり考えている。

- ・ 本取引を通じて、以下のようなシナジーを実現することが可能である。
- (i) 対象者としては、対象者グループのリテール分野及び法人分野において、SBIHDグループからのより一層の支援の余地があると考えている。しかしながら、SBIHDグループによれば、SBIHDグループから見た場合、対象者はSBIHDグループの連結子会社の一つにすぎず、公開買付者以外の対象者の株主も、対象者グループの企業価値向上による利益の一部を享受してしまうとの理由から、SBIHDグループによる対象者グループの支援には限界があるとのことである。そのため、本取引により、公開買付者がより多くの

対象者株式を取得することで、対象者グループはSBIHDグループからさらなる支援を得ることができ、機能や顧客基盤の相互補完によるビジネスの更なる強化が期待できる。

- (ii) 対象者はこれまで、独立した上場会社として、独自の経営管理機能を有していたが、本取引を通じて対象者が非上場化することで、対象者グループとSBIHDグループとで重複して有する管理機能の統合等による経営資源の重複した消費の解消及び経営管理の高度化が達成できる。
 - (iii) 加えて、現在の資本関係下では、少数株主の利益を配慮する観点から、SBIHDグループと対象者グループの事業ポートフォリオの最適化については、非常に慎重な判断を要し、迅速性が損なわれていた。本取引により、少数株主の利益の配慮制限を取り除き、より迅速に事業ポートフォリオの最適化を行い、両グループ全体で最適な経営資源の配分を迅速に行うことができるようになると思われる。
 - (iv) 本取引により、対象者株式が非公開化されることで、監査費用、株主総会の運営に関する費用、株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の上場維持に要する各種コストを削減することができる。
- ・したがって、対象者株式を非公開化することで、これまでよりも、機動的かつ柔軟な意思決定やSBIHDグループとの更なる一体化、及びより中長期的な経営戦略の構築・遂行が可能となり、上記(i)から(iii)のシナジーやメリットが実現可能となると考えることから、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものである。

ウ. 本特別委員会における検討

SBIHDら及び対象者から説明を受けた上記ア及びイに記載の内容に特段不合理な点は認められず、本取引の目的には正当性及び合理性があると認めることができる。

特に、SBIHDの説明のとおり、対象者株式の非公開化により、短期的には対象者の少数株主にとってその意義が容易に汲み取りにくいものの、両グループにとって持続的な企業価値向上及び中長期的な成長に資するような施策を、従来の発想にとらわれることなく柔軟かつ迅速に実施すること、また、対象者の少数株主の利益という観点を特に配慮することなく、対象者グループとSBIHDグループとの間の取引を迅速に実施して両グループ間の連携を更に強化することにより、SBIHDグループ及び対象者の持続的な企業価値向上に資するものと認められる。

以上より、本取引は、中長期的に見れば、SBIHDグループの企業価値向上のみならず、対象者の持続的な企業価値向上にも資すると思われる。

(2) 目的を実現するための手段としての本取引の正当性・合理性

以下の点より、上記(1)に記載の目的を実現する手段として、本取引を実施することは正当かつ合理的であると認めることができる。

本取引においては、対象者株式の非公開化を目的として公開買付けを実施し、公開買付者が本公開買付けに対象者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、株式併合によるスクイーズアウトを実施し、対象者株式の全てを取得することが想定されている。

一段階目として公開買付けを行い、二段階目として株式併合によるスクイーズアウトを行う方法は、本取引のような非公開化のための取引において、一般的に採用されている方法であり、このような本取引の実施の手法そのものには、特段不合理な点は見受けられない。

また、SBIHDらから説明を受けた本取引後の各施策については、対象者は既に公開買付者の子会社であり、現在の資本構成の下でも実施可能なのではないかとの点が問題となり得る。しかし、SBIHDらの説明のとおり、現在の資本構成における対象者の施策決定との関係では、対象者の企業価値の向上や、両グループ全体の中長期的な成長に資するような施策のうち、短期的には対象者の少数株主にとってその意義を容易に汲み取りにくい施策を迅速に実施することが難しく、また、対象者グループとSBIHDグループとの間の取引を実施する際に親法人取引諮問委員会による審査・モニタリングを経る必要があるという制約が生じており、対象者株式を非公開化することにより、これらの施策をより迅速かつ積極的に実施することが期待できる。そのため、SBIHDらから説明を受けた本取引後の各施策の全てについて、現在の資本構成の下で実施することが可能であるとはいえず、これらの施策の実施を加速するという意味において、上記の目的を達する手段として本取引を選択することには合理性が認められる。また、対象者の説明のとおり、対象者株式を非公開化することにより、対象者はさらなるシナジーやメリットが期待でき、この点からも、目的を達する手段として本取引を選択することには合理性が認められる。

さらに、今後対象者の上場維持が困難となるおそれがあることに鑑みると、本取引の実施は、予期せぬ上場廃止に伴うリスクを回避することを可能とするものであるところ、公正性担保措置を講じた上で本取引を行うことにより、少数株主にその所有する株式の公正な価格での売却機会を提供するものであり、合理性及び妥当性があると考えられる。

以上より、上記の目的を実現する手段として、本取引を実施することに正当性及び合理性があると認めることができる。

2. 諮問事項（イ）について

(1) 公開買付価格の公正性について

ア. 独立した財務アドバイザーによる価格の算定

対象者は、対象者を含むSBIHDグループから独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から対象者株式についての株式価値算定書を受領している。本特別委員会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、当該株式価値評価に用いられた算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件等について詳細な説明を受けるとともに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び対象者に対して、算定の基礎となる数値又は前提条件の詳細、算定手法の妥当性等、対象者に関する質疑応答を行った。併せて、以下②において述べるとおり本特別委員会がSBIHD及び対象者から独立した独自の財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任したフロンティア・マネジメンから、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定方法の選択、算定の基礎等について、特に不合理な点はなく妥当であると考えられる旨の説明を受けた。

かかる説明を受けた上で本特別委員会において検討した結果、一般的な評価実務に照らして、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値算定書に不合理な点は認められなかった。

対象者が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書によれば、対象者株式の1株当たり株式価値は、市場株価分析によると2,334円から2,486円、類似企業比較分析によると1,764円から3,005円、DDM法によると2,479円から3,393円とされているところ、本公開買付価格は、市場株価基準分析による1株当たり株式価値レンジの上限値を上回るとともに、類似企業比較分析及びDDM法による1株当たり株式価値のレンジの範囲内の金額である。

また、本特別委員会は、本諮問事項（イ）について検討するに当たり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、SBIHDグループ及び対象者から独立した独自の財務アドバイザー及び第三者算定機関として、フロンティア・マネジメントを選任し、2023年5月11日付で、対象者の株式についての株式価値算定書を取得した。

本特別委員会は、フロンティア・マネジメントから、株式価値評価に用いられた算定手法及びその選択方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件等について詳細な説明を受け、また、フロンティア・マネジメントに対して、複数の算定手法の位置づけ、割引率の計算方法を含む算定の基礎となる数値又は前提条件の詳細対象者等の取扱いに関する質疑応答を行い、その株式価値評価の内容が合理的なものであることを確認した。

本特別委員会がフロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書によれば、対象者株式の1株当たり株式価値は、市場株価平均法によると2,334円から2,486円、類似会社比較法によると1,865円から3,359円、DDM法によると2,439円から3,331円とされているところ、本公開買付価格は、市場株価平均法による1株当たり株式価値レンジの上限値を上回るとともに、類似会社比較法の中央値以上の金額であり、DDM法による1株当たり株式価値のレンジの中央値付近の金額である。

対象者の本源的価値を評価に反映する観点からは、上記算定手法のうち、DDM法を重視すべきであると考えられるところ、本公開買付価格は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びフロンティア・マネジメントの株式価値算定書におけるDDM法による対象者株式価値の算定結果において、レンジの中央値付近に位置している。

イ. 市場株価に対するプレミアム

本公開買付価格（2,800円）は、本公開買付の公表日の前営業日である2023年5月11日の東証スタンダード市場における対象者株式の終値2,486円に対して12.63%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,442円に対して14.66%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,397円に対して16.81%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,334円に対して19.97%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっている。かかる本公開買付価格のプレミアムは、本取引が親会社による上場子会社の完全子会社を目的とした取引であることから、公正なM&Aの在り方に関する指針が公表された2019年6月28日以降に公表された、支配株主による

上場会社に対する非公開化を目的とした公開買付けのうち、公開買付価格が公表日の前営業日の終値からディスカウントとなった事例を除く、成立した事例53件における、公表日前営業日の終値、並びに過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値それぞれに対するプレミアム水準（対公表日前営業日終値：41.76%、対過去1ヶ月間：43.47%、対3ヶ月間：43.13%、対6ヶ月間：41.37%。なお、事前に報道が行われた案件については、当該報道が行われた日の前営業日の市場株価を基準としてプレミアムを算出）に照らした場合、公表日前営業日の終値、並びに過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準との比較においては上記公開買付けの事例よりも低い水準にとどまる。

他方、一部報道機関によって公開買付者が銀行持株会社の認可を金融庁に対して申請したことが分かった旨の報道がなされた2022年9月30日の前営業日である2022年9月29日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日の終値1,940円に対して44.33%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,936円に対して44.63%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,966円に対して42.42%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値2,047円に対して36.79%のプレミアムが加算されたものである。2022年9月30日の上記報道の後には、本取引と同様な対象者の非公開化に対する市場の期待が株価に織り込まれていると評価できる余地もあり、この時点からのプレミアムを考慮することも一概に不適切とはいえないと考える。この場合のプレミアムは、親会社による上場子会社の非公開化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアムの水準に照らしても遜色なく、合理的な水準と認められる。

ウ. 交渉過程の手続の公正性

当初SBIHDより1株当たり2,600円の価格が提示されたところ、5回にわたって綿密な交渉が継続的に行われ、最終的に、合理的な金額の上積み（7.69%）がなされた1株当たり2,800円の公開買付価格とされた。

具体的な交渉経緯としては、以下のとおりである。

- ・ 本特別委員会は、公開買付者より提示された価格（1株当たり2,600円）に対し、対象者の本源的価値に照らし不十分な水準と言わざるを得ない旨述べて、価格の再提示を求めた。
- ・ 公開買付者から、再度1株当たり2,600円の提示がなされた。
- ・ 本特別委員会は、DDM法の上限に近い1株当たり3,400円以上の価格も十分に正当化できる旨述べて、価格の引上げを求めた。
- ・ 公開買付者から、1株当たり2,700円の提示がなされた。
- ・ 本特別委員会は、対象者を通じて、対象者の事業計画の内容、当該事業計画における計画期間以降の対象者の定常的な収益力及び2023年3月期の業績上方修正等に関する公開買付者に対するマネジメント・プレゼンテーションを実施し、公開買付者に対し、価格の再検討を求めた。
- ・ 公開買付者から、1株当たり2,800円の提示がなされた。
- ・ 本特別委員会は、SBIHDらとの協議等の内容を踏まえ、1株当たり3,000円以上の価格への引き上げを求めた。同時に、3,000円未満の価格の場合、買付予定数について適切な下限設定を行うよう求めた。

- ・ SBIHD から、再度 1 株当たり 2,800 円の提示がなされた。買付予定数の下限設定については、本取引を通じて対象者の非公開化を確実に実施することが、公正な価格での売却機会が与えられる少数株主の利益にも適うものであるため、本公開買付けの成立を不安定にする下限の設定には応じられないとの回答であった。
- ・ 本特別委員会は、再度、買付予定数の下限を設定することを求めた。
- ・ SBIHD から、再度、上記理由により、下限の設定には応じられない旨の回答がなされた。

このように、対象者の側からは繰り返し公開買付価格の引き上げを求め、また買付予定数の下限設定を求める交渉を行い、対象者の少数株主に対してできる限り有利な取引条件で本公開買付けが行われることを目指して真摯に交渉した。

エ. 独立した財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの取得

対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券からフェアネス・オピニオンを取得しており、本特別委員会は、2023年5月11日付で、当該フェアネス・オピニオンの交付を受けた。

また、本特別委員会は、フロンティア・マネジメントから、2023年5月11日付でフェアネス・オピニオンを取得している。

本特別委員会が上記両フェアネス・オピニオンを検討した結果、いずれも発行手続及び内容に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、いずれのフェアネス・オピニオンにおいても、本公開買付価格は、対象者の少数株主にとって財務的見地から公正であるとされている。

オ. 株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンにおける意見を踏まえた価格の分析

本特別委員会が三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びフロンティア・マネジメントより取得した株式価値算定書は、算定方法及び評価プロセス、算定に係る進捗状況等のいずれについても不合理な点は見当たらず、本公開買付価格は、市場株価法に基づく算定結果のレンジを上回る価格であり、類似会社比較法及びDDM法に基づく算定結果のレンジの範囲内である。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びフロンティア・マネジメントからは、本公開買付価格が、少数株主にとって財務的見地から妥当／公正であることを意見表明するフェアネス・オピニオンも提出されている。さらに、本公開買付価格は、過去7年間にわたる対象者の株価の最高価格を上回っている。

本公開買付価格はDDM法に基づく算定結果のレンジの中央値付近に位置している。本公開買付価格のプレミアム水準は、本公開買付けの公表日の前営業日の市場株価を基準とした場合、他社事例と比較して十分とはいえないものの、一部報道機関によって公開買付者が銀行持株会社の認可を金融庁に対して申請したことが分かった旨の報道がなされた2022年9月30日の前営業日である2022年9月29日を基準日とした場合には、同種事例におけるプレミアムの水準に照らしても遜色ないことをも勘案すれば、不合理に低い水準であるとまでは認められず、また、その他の客観的状況に照らしても公正な価格を下回らないと評価できる。

カ. 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

本公開買付けにおいては、SBIHDら以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会が確保されているが、当該措置が採られている点も本公開買付け価格の適正性が担保されていることを基礎付ける一要素と認められる。

以上のような点を踏まえ、本特別委員会においては、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付け価格は公正であると判断するに至った。

(2) 預金保険機構及び整理回収機構との株主平等原則の観点からの分析・検討

ア. 本四者間契約の内容

本四者間契約における公的資金の取扱いに関する重要な条項の概要は、以下のとおりである。

- ・ 預金保険機構、整理回収機構、SBIHD及び対象者は、預金保険機構及び整理回収機構が回収する必要がある公的資金の金額が、349,374,894,942円であることを確認する。
- ・ SBIHD及び対象者は、会社法その他の法令を遵守し、対象者の財務の健全性及びに事業上の必要性及び成長性を害することのない範囲で、可能な限り早期に資本剰余金からの配当等の方法により要回収額を返済するよう努める。
- ・ 本公開買付け成立後のスクイズアウトの効力発生後、2025年3月末までに、対象者及びSBIHDは、要回収額の返済に関する具体的仕組み（返済に関して想定されるスケジュールを含む。）を預金保険機構及び整理回収機構に提案し、その後、預金保険機構、整理回収機構、SBIHD及び対象者は、同年6月末までに、要回収額の具体的な返済スキーム（要回収額の回収までに要する期間（以下「返済期間」という。）を含む。）を合意する。
- ・ 要回収額の返済スキーム及びこれに基づく要回収額の返済は、要回収額の早期返済、株主平等原則を含む法令の遵守、対象者の財務の健全性及びに事業上の必要性及び成長性、並びに対象者の各株主の権利を勘案したものでなければならない。
- ・ 対象者は、本四者間契約の有効期間中、要回収額から預金保険機構及び整理回収機構に対する返済額の合計額を控除した金額を対価の総額として、その時々において預金保険機構及び整理回収機構が保有する全ての対象者株式を、対象者が取得すること又は対象者が指定する第三者へ譲渡することを請求することができる。

イ. 株主平等原則の観点からの分析・検討

(i) 検討の概要

上記1(1)のとおり、本取引は、公的資金の返済への道筋をつけることをその目的の一つとしているところ、そのために締結される本四者間契約によると、対象者の株主のうち預金保険機構及び整理回収機構に対しては、一定の期間をかけて、要回収額である合計349,374,894,942円がその他資本剰余金からの配当等として交付されることが想定されている。このように、対象者の普通株主である預金保険機構及び整理回収機構に対しては、本公開買付け開始時において、本四者間契約に基づき要回収額に満つるまでその他資本剰

余金からの配当等を行うことが合意されているため、本特別委員会は、かかる取扱いを前提として、株主をその地位に応じて平等に取り扱うべきことを求める株主平等原則（会社法第109条第1項）の観点からも、本公開買付価格が公正であるかどうかについて、検討を行った。

(ii) SBIHDらの説明

預金保険機構及び整理回収機構が要回収額を受領するまでの期間及びその返済の具体的な方法等（以下「確定返済スキーム」という。）については、上記のとおり、本四者間契約において、2025年3月末日までにSBIHD及び対象者から提案し、同年6月末日までに合意することとされており、現時点では未定である。このことから、SBIHDらからは、確定返済スキームに基づく要回収額の返済期間等の見込みを現時点で示すことはできないとの説明があった。

他方、本特別委員会は、要回収額の返済期間は、預金保険機構及び整理回収機構と、少数株主との株主平等の観点からの検討を行うために重要な情報であることから、要回収額の返済期間及び株主平等原則に関する考え方について、SBIHDらと協議を行った。SBIHDらによると、確定返済スキームに基づく要回収額の返済期間等については、2025年3月末日までに提案し、その後、同年6月末日までに預金保険機構及び整理回収機構と合意することが想定されており、現時点においては具体的に示すことはできないとのことであったが、現時点におけるSBIHDらの要回収額の返済についての考え方として、①その時々を対象者の利益水準に応じて、②過年度の配当額及び自己株式取得の実績、一般的な金融機関の配当性向の水準、グローバルにおける金融環境や景気動向を含めた事業環境の不確実化を踏まえ、対象者の財務健全性を確保しつつ長期的に維持可能な配当性向の範囲内で、かつ、③公開買付者と預金保険機構及び整理回収機構に対して、その持株比率に応じた配当等を行う方法により、預金保険機構及び整理回収機構に対して返済を行うという考え方が説明された。

(iii) 本特別委員会における検討

上記の現時点における要回収額の返済に関する考え方についてのSBIHDらの説明は、抽象的であり要回収額の現在価値の算出はできないが、特段不合理な点は見受けられない。また、本四者間契約においても、要回収額の返済スキーム及びこれに基づく要回収額の返済は、要回収額の早期返済、株主平等原則を含む法令の遵守、対象者の財務の健全性並びに事業上の必要性及び成長性、並びに対象者の各株主の権利を勘案したものでなければならないことが明記されていることに鑑みても、SBIHDらの上記説明は不合理なものとは認められず、かつ、預金保険機構及び整理回収機構もこのような返済方法に関する考え方を否定はしていないものと解される。

そこで、本特別委員会としては、上記の考え方を踏まえて、対象者並びに対象者の財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び本特別委員会の財務アドバイザーであるフロンティア・マネジメントと協議を行った結果、上記①、②及び③を前提とした場合、要回収額の返済のためには相応の期間を要することを確認した。しかしながら、前述のとおり、確定返済スキームが未定であるため、確定返済スキームに基づく要回

収額の返済期間等の見込みも現時点で不明であることから、現時点では定量的な価値の比較を行うことができず、株主平等原則の観点から本公開買付価格が公正であるといえるかについての判断は困難であるといわざるを得ないが、このことのみをもって、直ちに本公開買付価格が不公正と判断されるわけでもないと考ええる。

(3) 買付予定数の下限が設定されていないことについて

上記のとおり、本特別委員会は、株主平等の観点から本公開買付価格が公正であるか否かの判断が困難であるという事情に鑑み、一定数の少数株主の支持が得られることを条件として本公開買付けが成立する仕組みが望ましいと考え、公開買付者に対し、買付予定数の下限の設定を求めた。

これに対し、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限の設定は、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性が高いものと考えていること、及び、本取引により対象者の非公開化を実現することは、両グループの持続的な企業価値向上に資するのみならず、少数株主にとっても利益があると考えているため、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定していないとのことである。

買付予定数の下限の設定は、一定数の少数株主の支持があることを本公開買付けの成立条件とするものであり、株主平等原則の観点から本公開買付価格が公正であるといえるかの判断が困難である本公開買付けにおいては、これが設定されることが望ましいと考えられるものの、買付予定数の下限が設定されないことのみをもって、本取引の条件が不公正であるとまではいえないと考えられる。

3. 諮問事項（ウ）について

本取引においては、(1)対象者において独立した特別委員会が設置され、当該特別委員会は有効に機能したものと認められること、(2)対象者及び本特別委員会は、独立した法律事務所から助言を取得しているものと認められること、(3)対象者及び本特別委員会は、本取引についての判断の基礎として、専門性を有する独立した財務アドバイザー／第三者評価機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得をしているものと認められること、(4)対象者においては、SBIHDグループから独立した立場で本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制が構築されていたものと認められること、(5)対象者の株主による適切な判断の機会を確保するための措置が採られているものと認められることから、公正な手続がとられているといえ、また、かかる公正な手続の過程で、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容についても、独立したリーガル・アドバイザーからその内容が十分であるとの説明がなされていることを踏まえると、対象者の株主の利益への十分な配慮・説明がなされていると考える。

上記(1)から(5)の詳細については、以下のとおりである。

(1) 対象者における独立した特別委員会の設置について

ア. 特別委員会の設置等の経緯

対象者は、2023年3月9日開催の取締役会の決議により本特別委員会を設置した。

対象者は、当該決議に先立ち、本特別委員会の委員の候補者が、SBIHDら、預金保険機構及び整理回収機構からの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して少数株主とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、対象者の独立社外取締役及び独立社外監査役と協議し、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、早崎保浩（対象者社外取締役）、寺田昌弘（対象者社外取締役）、赤松育子（対象者社外監査役）及び須田美矢子（外部有識者委員。一般財団法人キャノングローバル戦略研究所所属）の4名を、本特別委員会の委員の候補として選定した。

なお、須田美矢子については、対象者の役員ではないものの、日銀政策委員会審議委員や大学教授等を歴任し、経済や金融に対する深い知見を有していることから、対象者は、同氏と面談を実施した上で、同氏を本特別委員会の委員として適切であると考え選定している。なお、これらの本特別委員会の委員は、本特別委員会の設置の当初から変更していない。

その上で、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会を対象者取締役会から独立した合議体として位置付け、(a)諮問事項の検討にあたって、本特別委員会は、対象者の株式価値評価及び本取引に係る算定書、フェアネス・オピニオン、その他のアドバイスの提供、その他本特別委員会が必要と判断する事項を第三者機関等に委託することができるものとし、その場合の当該委託に係る合理的な費用は対象者が負担すること、(b)本取引に関する対象者取締役会の意思決定は本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、対象者取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする、(c)本公開買付けにおける買付け等の価格その他の取引条件等又は本取引の目的・プロセス等に係る開示内容について、本特別委員会が必要と判断する場合において一定の行為をなす権限（すなわち、(ア)本特別委員会が、対象者役職員・部署（過去に、SBIHDグループにおいて役員を務めていた五味廣文取締役、川島克哉取締役及び畑尾勝巳取締役を除く。以下同様。）に対して、必要な調査を行うことを指示する権限、(イ)本特別委員会が、対象者役職員・部署に対して、SBIHDら、金融庁、預金保険機構及び整理回収機構と交渉・調整を行うことを指示する権限、(ウ)本特別委員会が、SBIHDら、金融庁、預金保険機構及び整理回収機構と自ら交渉・調整する権限）が付与されることを決議している。

なお、本特別委員会の全委員について、答申内容にかかわらず、特別委員会の開催回数に応じて算出される報酬を支払うものとしている。

イ. 特別委員会による検討の経緯

本特別委員会は、2023年3月15日から2023年5月11日までの間に合計24回、約44時間にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行した。

その上で、本特別委員会は、下記(2)イのとおり、独立した本特別委員会のリーガル・アドバイザーである桃尾・松尾・難波法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行った。また、本特別委員会は、対象者が作成した本事業計画について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認した。

さらに、本特別委員会は、対象者から、本取引の目的や意義、対象者の事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施し、公開買付者に対しても、質問事項を提示し、公開買付者から、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式により回答を得た。

加えて、対象者の財務アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び本特別委員会の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントは、本事業計画を前提とした対象者株式の価値算定をそれぞれ実施し、本特別委員会は、対象者の依頼により三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けた。また、本特別委員会は、フロンティア・マネジメントからも、対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けた。本特別委員会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びフロンティア・マネジメントに対する質疑応答並びに審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認している。

上記に加えて、本特別委員会は、対象者の公開買付者との交渉について、随時、対象者並びに対象者の財務アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から報告を受け、対象者の交渉方針につき、フロンティア・マネジメントから受けた助言を踏まえつつ審議及び検討を行った後、適宜、必要な意見を述べた。

具体的には、本特別委員会は、公開買付者からの本公開買付価格に関する提案を受領次第、対象者が聴取した三菱UFJモルガン・スタンレー証券から対応方針及び公開買付者との交渉方針等についての分析・意見、並びにフロンティア・マネジメントから受けた財務的見地からの助言を踏まえて、検討を行った。その上で、本特別委員会は、対象者に対して、公開買付者に本公開買付価格の再検討を要請することとしたいとの対象者の意向について異議がない旨の意見を述べるとともに、対象者としての本取引の意義・目的を達するために公開買付者との間で協議すべき事項について意見を述べる等、対象者と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において関与した。その結果、対象者は、2023年5月11日、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり2,800円とすることを含む提案を受け、結果として、合計5回の提案を受け、最初の価格提案から7.69%（小数点以下第三位を四捨五入）の価格の引き上げを受けるに至っている。

上記ア及びイに記載の内容を踏まえると、対象者において独立した特別委員会が設置さ

れ、当該特別委員会は有効に機能したものと認められる。

(2) 対象者及び特別委員会における独立した法律事務所からの助言の取得について

ア. 対象者における独立した法律事務所からの助言の取得について

対象者は、SBIHDら、対象者、預金保険機構及び整理回収機構から独立した対象者のリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けている。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。

したがって、対象者は、独立した法律事務所から助言を取得しているものと認められる。

イ. 特別委員会における独立した法律事務所からの助言の取得について

対象者は、SBIHDら、対象者、預金保険機構及び整理回収機構から独立した本特別委員会のリーガル・アドバイザーとして桃尾・松尾・難波法律事務所を選任し、桃尾・松尾・難波法律事務所から本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けている。

なお、桃尾・松尾・難波法律事務所は、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。

したがって、本特別委員会は、独立した法律事務所から助言を取得しているものと認められる。

(3) 対象者及び本特別委員会における独立した財務アドバイザー／第三者評価機関からの株式価値算定書等の取得について

ア. 対象者における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得について

対象者は、SBIHDら、対象者、預金保険機構及び整理回収機構から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選任し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から対象者株式の価値算定、公開買付者との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、2023年5月11日付で株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得している。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。

したがって、対象者は、本取引についての判断の基礎として、専門性を有する独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン

を取得しているものと認められる。

イ. 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得について

本特別委員会は、SBIHDら、対象者、預金保険機構及び整理回収機構から独立した第三者算定機関としてフロンティア・マネジメントを選任し、フロンティア・マネジメントから対象者株式の価値算定、公開買付者との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、2023年5月11日付で株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得している。

なお、フロンティア・マネジメントは、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。

したがって、本特別委員会は、本取引についての判断の基礎として、専門性を有する独立した第三者評価機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しているものと認められる。

(4) 対象者における独立した検討・交渉等を行うための体制の構築について

対象者は、2023年2月8日に本取引に関する初期的な提案書を受領した後、本取引に関する検討（対象者の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含む。）並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置した。プロジェクトチームは、SBIHDグループ各社の役職員を兼務しておらず、かつ過去にSBIHDグループ各社の役職員としての地位を有していたことのない対象者の役職員の合計6名から構成されるものとし、かかる取扱いを継続している。なお、プロジェクトチームのメンバーのうち1名（対象者の執行役員）については、SBIHDが提唱する地方創生への取り組み趣旨に賛同し、地方創生の実現という共通の想いを有する各社との間で、地方創生パートナーズを共同設立したことに伴い、2020年8月31日から2023年4月3日まで、SBIHDグループに属する株式会社の非常勤取締役（いずれも無報酬）を兼務していたが、当該執行役員は、対象者の従業員として20年以上勤務をしていることや、対象者の執行役員グループ戦略企画部長兼グループ経営企画担当として対象者の経営企画の責任者であることから、本取引に関する検討（対象者の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含む。）並びに公開買付者との協議及び交渉への関与が不可欠である一方、プロジェクトチームは独断で決定権限を有さず、特別委員会の承認を経た上で交渉等を進める体制が整備されていることから、本特別委員会としては、当該執行役員がプロジェクトチームのメンバーであることが、対象者における独立した検討・交渉等を行うための体制の構築との関係で問題となるとは考えていない。また、本四者間契約については、公的資金の返済など、本取引の実施後における対象者の経営に関する重大な事項を含んでいることから、過去にSBIHDグループ各社の役職員としての地位を有していた五味廣文取締役、川島克哉取締役及び畑尾勝巳取締役も関与しているが、本特別委員会としては、この点についても、対象者における独立した検討・交渉等を行うための体制の構築との関係で問題となるとは考えていない。

上記の事実を踏まえれば、対象者においては、SBIHDグループから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制が構築されていたものと認められる。

(5) 対象者の株主による適切な判断の機会を確保するための措置について

本特別委員会、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、複数回、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、その内容が適用のある法令・規則等に従ったものであり、また、金融庁関東財務局及び株式会社東京証券取引所からの助言等を踏まえたものであって、少数株主に対して十分な情報開示がなされる予定であることを確認した。

その上で、本公開買付けにおける買付け等の期間について、法令に定められた最短期間は20営業日であるところ、SBIHDらは法令に定められた最短期間に照らして比較的長期間である30営業日としていることから、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保していると考えられる。

また、SBIHDらは、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに株式併合を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主に対して価格決定請求権又は株式買取請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)株式併合をする際に対象者の株主に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしているため、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、強圧性が生じないように配慮していると考えられる。

そして、預金保険機構及び整理回収機構は、本公開買付け成立後に株主総会に上程されるスクイーズアウトに関する議案に賛成の議決権を行使する意思を表明しており、公開買付者並びに預金保険機構及び整理回収機構が併せて対象者株式の73.02%の株式を保有していることに鑑みると、スクイーズアウトに関する議案が株主総会において否決されることは想定し難い。加えて、SBIHDは、対象者と協議の上で端数株式の買受人を決定し、仮に対象者が買受人になる場合においても、早急な資金水準の回復が必要な場合には、当局の了解を得たうえで、対象者からの資金提供依頼にも応じる意向があることを明らかにしている。以上より、本公開買付けの実施後、対象者においてスクイーズアウトの実行が困難となるような事情も見受けられず、このような観点からも、対象者の株主の判断に対して強圧性が生じているとはいえない。

したがって、対象者の株主による適切な判断の機会を確保するための措置が採られているものと認められる。

4. 諮問事項（エ）について

本特別委員会において、上記（ア）から（ウ）のほか、本取引が少数株主にとって不利益でないと考えられるか検討したものの、上記（ア）から（ウ）で記載した点を除き、本取引が少数株主に不利益を生じさせるような事実は見当たらなかった。

5. 諮問事項（オ）について

本取引に関連又は付随して対象者が当事者として締結が必要となる契約としては、本四

者間契約が挙げられるが、以下に記載の理由により、本四者間契約は対象者及び少数株主の法的立場に実質的な不利益を及ぼすものではないと考えられることから、対象者が本四者間契約を締結することは不適切ではないと考える。

(1) 公的資金の債務性の問題について

本四者間契約第1項は、預金保険機構及び整理回収機構が対象者から回収する必要のある公的資金の本四者間契約締結日時点の残額（要回収額）が、合計で349,374,894,942円であることを預金保険機構、整理回収機構、対象者及びSBIHD間で確認するものである。また、本四者間契約第2項は、対象者及びSBIHDが、会社法その他の法令を遵守し、対象者の財務の健全性及びに事業上の必要性及び成長性を害することのない範囲で、可能な限り早期に要回収額を返済するよう努めるものとする旨を定めるものである。

これらの条項において、要回収額を確認し、かつ、その返済を合意したとしても、①本四者間契約においては、公的資金の「返済」との用語が使用されているものの、その「返済」の方法については、本四者間契約第5項によると、本四者間契約締結日以前において実行された公的資金の返済の事案において、預金保険機構及び整理回収機構により公的資金の返済として扱われた方法、並びに預金保険機構及び整理回収機構が同意するその他の方法によることも認められてはいるものの、原則としてその他資本剰余金からの配当によることが想定されていると解され、法的・会計的な金銭債務への返済方法とは異なっており、②その他、要回収額について、債務性を根拠づける規定は特段見受けられないことに基づけば、対象者が、預金保険機構及び整理回収機構に対し法的・会計的な金銭債務を負担していることにはならないと解される。

なお、要回収額の概ねの金額は公にも明らかになっていること、上記のとおり法的・会計的な金銭債務を負担するものとは解されないこと、対象者が認識している要回収額は本四者間契約第1項に記載の金額と相違ないことから、本四者間契約第1項において要回収額の具体額を確認することによって、対象者が不利益を受けることもないとする。

(2) 預金保険機構及び整理回収機構と少数株主との平等性の観点からの検討

前述のとおり、本四者間契約第2項において、要回収額について、可能な限り早期に預金保険機構及び整理回収機構に返済すべき努力義務が定められている。しかしながら、当該返済の前提として、会社法その他の法令を遵守し、対象者の財務の健全性及びに事業上の必要性及び成長性を害することのない範囲で、という制限が付されている。また、本四者間契約第3項においては、確定返済スキーム及びこれに基づく要回収額の返済は、株主平等原則を含む法令の遵守、対象者の財務の健全性及びに事業上の必要性及び成長性、並びに対象者の各株主の権利を勘案したものでなければならないとされている。

こうした点に鑑みると、本四者間契約を締結することにより、少数株主に比して預金保険機構及び整理回収機構が著しく有利に取り扱われることになるとは想定し難いと解される。

本四者間契約

(3) その他

その他、本四者間契約に関して特段、対象者又は少数株主の不利益となる条項は見当たらない。

6. 諮問事項（カ）について

本取引の目的及び当該目的実現のための手段としての本取引は、正当であり、また、合理的であると考えられること、本取引が対象者の企業価値向上に資すると考えられること、本公開買付価格を除く本取引の条件は、公正・妥当なものであると考えられること、本取引においては、現時点で可能と思われる範囲で適切な開示がなされ、また、公正な手続がとられており、対象者の株主の利益への配慮・説明が相応になされていると考えられること、そのほか本取引が少数株主にとって不利益となる事項は認識されないと考えられること、本取引に関連又は付随して対象者が当事者となる本四者間契約については、当該契約の内容も勘案の上、対象者が同契約を締結することは不適切ではないことに加え、本公開買付価格についても、株主平等の観点からは公正性の判断は困難であるものの、財務的見地からは公正であるといえるところ、本取引は、対象者株式の上場廃止に伴い発生するリスクが少数株主に及ぶことを回避しつつ少数株主に財務的に公正な価格で対象者株式を売却する機会を提供できることに鑑みると、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うこと、及び、対象者取締役会が対象者の株主に本公開買付けへの応募を推奨することは適切であると考えられる。

(vi) 補足意見及び反対意見

1. 寺田昌弘委員の補足意見

本件の判断においてもっとも難しいのは、本取引の完了により可能となる公的資金の返済において、預金保険機構及び整理回収機構が「相応の期間」をかけて回収する要回収額の現在価値と本公開買付価格との間に実質的平等性を確保できるか否かである。公開買付者の説明によっても、また三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びフロンティア・マネジメントの助言によっても、要回収額の現在価値を具体的に算定することは事実上不可能であるといわざるを得ず、本公開買付価格2,800円を正当化できるか否かの判断は困難である。加えて、少数株主に十分な根拠・情報を示して説明することが叶わないことも考えると、株主平等原則の観点から本公開買付価格が公正であるかどうかについて判断することは事実上不可能であると、個人的には結論づけた。そして、このように、本公開買付価格が株主平等原則の観点からも公正な価格であると自信をもって判断できない以上、買付予定数の下限を設定し、対象者の一般株主の応募判断の結果を一定程度尊重する仕組みを導入して本公開買付けを実施することが、少数株主保護の観点からより望ましいと考えたものの、SBIHDらからの最終回答は、下限の設定には応じられないというものであった。そうである以上、本公開買付価格は推奨できないとの結論が機械的には導かれ得るところであるが、少数株主の利益に鑑み、次の2点について熟慮した。

- ・ 公的資金返済は国民共通の利益に資する対象者の社会的責務である。また、対象者の更なる企業価値向上を図る上で不可欠の前提といえ、対象者及び対象者役職員にとっての長年の悲願でもある。今回、預金保険機構及び整理回収機構の理解・協力もあり、あと一步でそれが実現し得るところまで漕ぎつけたにもかかわらず、現時点で定量的に判定

することが不可能といえる株主平等性を強調し、その実現を止めてしまうことが国民共通の利益（対象者少数株主の利益でもある。）に適うのか。

- ・ 本公開買付価格2,800円は、上記のとおり、株主平等原則の観点からも公正であるとまでは自信をもって判断できないものの、対象者の足元の株価に照らしても、対象者の本源的価値に照らしても、少数株主に対し本公開買付への応募を推奨できる水準には達していないとまではいえず（三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びフロンティア・マネジメントからフェアネス・オピニオンが交付されている。）、仮に株主平等性を論証する情報提供が十分にできないとしても、本公開買付価格で売却する選択肢を少数株主に提供することの方が、むしろ少数株主の保護に資するのではないか。

これら2点も含め総合的に判断した結果、最終的に、対象者株主に対し本公開買付への応募を推奨することが不適切とまではいえない、との結論に至ったものである。

2. 須田美矢子委員の反対意見

本件の特有事情である、預金保険機構及び整理回収機構と少数株主との間の株主平等原則を踏まえると、2,800円という本公開買付価格と両機構が将来において受領する要回収額の価値が同等になるには、両機構への返済期間はかなり長期となる一方、本四者間契約においては可能な限り早期に返済すると規定されている。したがって、本四者間契約においては、2025年6月末日までに合意される具体的な返済スキームは株主平等原則等を勘案したものでなければならないとされているが、このような平等原則へのコミットが実際に確実に実現するという裏付けまでは確保できず、少数株主に不利益であるか否かについて、資料等に照らして判断できない。それを補うため公開買付者に対して買付予定数の下限の設定を要請したが謝絶されたため、応募については非推奨とせざるを得ない。なお、対象者株式が上場廃止となるリスクについては、その程度について不確実であり、上場廃止リスクを考慮に入れても、本公開買付価格では判断を変えるには至らなかった。

(ウ) 対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者は、上記「2 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者から独立した対象者のリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのこと。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのこと。

(エ) 特別委員会における独立した法律事務所からの助言の取得

本特別委員会は、上記「2 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに

至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者から独立した本特別委員会のリーガル・アドバイザーとして桃尾・松尾・難波法律事務所を選任し、桃尾・松尾・難波法律事務所から本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、桃尾・松尾・難波法律事務所は、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

(オ) 対象者における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付価格に関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、2023年5月11日付で、対象者株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）を取得したとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

なお、本取引に係る三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により三菱UFJモルガン・スタンレー証券を対象者のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

(ii) 算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価分析を、対象者と比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、また将来の事業活動の状況を算定に反映するため、対象者所定のリスク管理方針に従い、事業を安定的に運営する上で必要となる資本水準を設定した上で、当該水準を上回る部分の資本を、株主に帰属すべき利益（以下「理論配当金」といいます。）として資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を分析する手法である配当割引モデル（Dividend Discount Model）分析（以下、「Dividend Discount Model」をDDM

といい、配当割引モデル (Dividend Discount Model) 分析を「DDM分析」といいます。)を採用して、対象者株式の価値算定を行っているとのことです。対象者株式価値算定書 (三菱UFJモルガン・スタンレー証券)において、上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析：	2,334円～2,486円
類似企業比較分析：	1,764円～3,005円
DDM分析：	2,479円～3,393円

市場株価分析では、2023年5月11日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日の終値2,486円、基準日から直近1ヶ月間の終値単純平均値2,442円、直近3ヶ月間の終値単純平均値2,397円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値2,334円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を2,334円～2,486円と算定しているとのことです。

類似企業比較分析では、対象者と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社ゆうちょ銀行、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、株式会社りそなホールディングス、及び株式会社あおぞら銀行を選定したとのことです。その上で、時価総額に対する純利益の倍率 (P/E倍率) 及び時価総額に対する純資産の倍率 (P/BV倍率) を用いて、対象者の株式価値を計算し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を1,764円から3,005円と算定しているとのことです。なお、P/BV倍率については、対象者の資本効率の水準を適切に反映すべく、類似上場会社のP/BV倍率とROEの回帰分析を行って算出しているとのことです。

DDM分析では、対象者が作成した事業計画を基に、2024年3月期から2025年3月期までの2期分の事業計画における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提としているとのことです。また、対象者所定のリスク管理方針に従い、対象者が2024年3月期以降において事業を安定的に運営する上で必要となる資本水準を設定した上で、当該水準を上回る部分の資本を、株主に帰属すべき理論配当金としてCAPM (資本資産価値モデル) に基づいた割引率 (資本コスト) を適用し現在価値に割り引くことで対象者の株式価値を計算しているとのことです。資本コストは5.75%～6.25%を採用しており、また、継続価値の算定にあたっては、エグジット・マルチプル法を採用し、また対象者の資本効率の水準を適切に反映すべく、類似上場会社のP/BV倍率とROEの回帰分析を行って、P/BV倍率を0.48倍～0.68倍としているとのことです。その結果、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を2,479円～3,393円と算定しているとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDDM分析において前提とした対象者事業計画に基づく連結財務予測 (以下「本財務予測」といいます。) は以下のとおりとのことです。対象者事業計画については、上記「(イ) 対象者における独立した特別委員会の設置」の「(ii) 検討の経緯」に記載のとおり、本特別委員会は、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認しているとのことです。また、対象者事業計画において、2025年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益について、大幅な増益を見込んでいるとのことです。対象者は、2022年5月13

日に公表した「中期経営計画「新生銀行グループの中期ビジョン」(2022年度から2024年度)の策定について」にて、中期経営計画における中期ビジョンの一つとして、連結純利益700億円の達成と更なる成長への基盤の確立を掲げており、この中期ビジョンを達成するために、顧客中心主義を徹底し、グループ内外の価値共創機会の追求、対象者グループが持つ強みの深化・フルラインナップ化などを通じた顧客基盤の拡大を図り、それを商品・サービスの質の向上に転化することで、成長の基盤を確立することを目標としているとのことです。具体的には、小口ファイナンス・機関投資家向けビジネス・海外ビジネスの強化、投融資のリスク管理強化、及び、公開買付者が対象者の支配株主（親会社）となって以降の対象者の資本関係を前提とするSBIHDグループと対象者との間のシナジー効果約150億円等の影響により、2025年3月期において、親会社株主に帰属する当期純利益は対前年比55.6%増となることを見込んでいるとのことです。なお、対象者事業計画には、大幅な減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、本取引実行により対象者が非公開化されることで追加的に実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味していないとのことです。

(単位:億円)

	2024年3月期	2025年3月期
業務粗利益	2,583	2,801
実質業務純益	932	1,138
親会社株主に帰属する当期純利益	450	700

(iii) 対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の概要

対象者は、2023年5月11日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、本公開買付価格である1株当たり2,800円が、対象者株式の株主（SBIHDら及びその関係会社並びに預金保険機構及び整理回収機構を除きます。）にとって、財務的見地より妥当である旨の対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）を取得しているとのことです(注)。なお、対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）は、対象者から提出した本財務予測を含む財務情報の分析及び検討並びに三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び本特別委員会との質疑応答を経て、三菱UFJモルガン・スタンレー証券により実施された対象者株式の価値算定結果の検討に加え、本公開買付けに賛同するに至る経緯・背景に係る対象者及び本特別委員会との質疑応答、並びに三菱UFJモルガン・スタンレー証券内部の手続に従い、三菱UFJモルガン・スタンレー証券投資銀行本部その他のプロフェッショナルにより構成されるコミッティーによる承認を経て発行されているとのことです。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及びその基礎となる対象者株式の株式価値の分析は、対象者取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものであり、対象者の取締役会の依頼に基づき、本公開買付価格が、対象者株式の株主（SBIHDら及びその関係会社並びに預金保険機構及び整理回収機構を除きます。）にとって財務的見地から妥当であるか否かの意見を表明するものとのことです。なお、対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）は対象者株式に対し

て意見を表明するものであり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は対象者新株予約権の価値の分析を行っておらず、対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）は対象者の新株予約権に関して何ら意見を表明するものではないとのことです。対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び分析は、本取引完了後の対象者株式の株価について何ら言及するものではないとのことです。なお、対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）は、本取引について開催される対象者の株主総会における対象者株主の議決権行使に関して意見を述べたり、また、本取引への賛同を推奨したりするものでもないとのことです。対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）は、預金保険機構及び整理回収機構が公的資金の回収を通じて受け取る価値（以下、「公的資金返済価値」といいます。）と比較した場合における、本公開買付価格の相対的な妥当性について意見を表明するものではないとのことです。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公的資金返済価値について見解を述べるものではなく、対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）における三菱UFJモルガン・スタンレー証券の意見においてこれに言及するものではないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）における意見表明及びその分析にあたり、既に公開されている情報又は対象者から提供を受けた情報が正確かつ完全であることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証は行っていないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の作成にあたり、財務予測については、対象者の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、対象者の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としているとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等はすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本取引により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限又は条件が付されないことを前提としているとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関するアドバイザーではないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券はファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関する問題については、独自の検証を行うことなく、対象者の法律顧問、会計アドバイザー、税務アドバイザー、業規制アドバイザー、企業年金アドバイザーによる判断に依拠しているとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引において対象者株式の保有者に対して支払われる対価に関連して、対象者の取締役、役員又は従業員（その役職、階級は問いません。）に対して支払われる対価の金額又は性質が妥当であるか否かについて意見を述べるものではないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また対象者のリスクアセット及び自己資本の将来推移

について独自の検証なしに依拠することを除き、評価・査定の提供を一切受けていないとのことです。また、余剰資本の額については、対象者が目標とするCET1比率10%を超える資本の額としており、対象者が独自に設定するものに依拠し、その水準が適正であることを前提としているとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、貸倒引当金の評価に関する専門家ではなく、貸倒引当金の適正性について独自の評価、対象者の個別の債権に関する信用情報の検証を行っておらず、また、そのレビューの依頼もされていないとのことです。よって三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者による貸倒引当金の総額は適正であることを前提としたとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の意見は、2023年5月11日現在における経済、金融、市場その他の状況及び2023年5月11日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものであるとのことです。2023年5月11日以降に生じる事象が、対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）における意見又は対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）における意見を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではないとのことです。対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）における意見を表明するに当たり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者の関与する買収、事業統合その他の特別な取引に関して、いかなる取引主体に対する勧誘行為を行うことも認められておらず、また現に勧誘行為を行っていないとのことです。また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、SBIHDらを除き、対象者自体又は対象者を構成する事業の一部の買収可能性についての興味を三菱UFJモルガン・スタンレー証券に示したいかなる取引主体との交渉を行っていないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引に関し対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定であるとのことです。なお、手数料の相当な部分の受領は、本取引のクロージングを条件としているとのことです。2023年5月11日より遡って2年以内に、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社は、対象者に対して、2021年9月9日にSBIHDが公表した対象者に対する公開買付けに係るものを含み、ファイナンシャル・アドバイザーとしての役務を提供しており、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社はこれらの役務の対価として手数料を受領しているとのことです。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社は、将来においてSBIHDら、対象者及び両社の関係会社に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があるとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券（その関係会社と総称して以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー証券グループ」といいます。）は、銀行業務、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス（かかるサービスを総称して以下、「金融サービス」

といえます。)の提供を行っているとのことです。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンス及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品及びデリバティブ取引等が含まれるとのことです。通常の証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務及びファイナンス業務の過程において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券グループはSBIHDら、対象者若しくは本取引に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本取引に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品につき買い又は売りのポジションの保持、その他、SBIHDら、対象者若しくは本取引に関連する企業に対して三菱UFJモルガン・スタンレー証券グループの金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定又はその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあるとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券グループ並びにその取締役及び役員は、SBIHDら、対象者若しくは本取引に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本取引に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合又はこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があるとのことです。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、SBIHDら、対象者若しくは本取引に関連する企業に対して通常のブローカレッジ業務を行う場合があるとのことです。

(カ) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者から独立した第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、2023年5月11日付で、対象者株式価値算定書（フロンティア・マネジメント）及び対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）を取得したとのことです。

フロンティア・マネジメントは、SBIHDら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

本取引に係るフロンティア・マネジメントに対する報酬体系は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立如何によって成功報酬が発生するような体系とはなっていないとのことです。

なお、対象者取締役会は、上記「2 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2023年5月12日、本特別委員会から本答申書の提出を受けた際、併せて対象者株式価値算定書（フロンティア・マネジメント）及び対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の提出を受けており、これらの内容も踏まえて、上記「2 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け

成立後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の決議を実施しているとのことです。

(ii) 算定の概要

フロンティア・マネジメントは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討したうえ、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、理論配当金を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル（DDM）（以下「DDM法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行ったとのことです。

各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：	2,334円～2,486円
類似会社比較法：	1,865円～3,359円
DDM法：	2,439円～3,331円

市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2023年5月11日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値2,486円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,442円、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,397円、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,334円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を2,334円から2,486円と算定したとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似性があると判断される上場会社として株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社あおぞら銀行及び三井住友トラスト・ホールディングス株式会社を選定した上で、PER及びPBRを用いて対象者株式の株式価値を算定しているとのことです。その結果、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、1,865円から3,359円と算定したとのことです。

DDM法では、対象者事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、将来の理論配当金を一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定したとのことです。割引率は6.21%～7.21%を採用しており、継続価値の算定に当たってはマルチプル法を採用し、PERは8.28倍～10.12倍、PBRは0.56倍～0.68倍として算定しております。その結果、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、2,439円から3,331円と算定したとのことです。

フロンティア・マネジメントがDDM法の算定の前提とした対象者事業計画に基づく財務予測は、上記「(オ) 対象者における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の「(ii) 算定の概要」に記載

載のとおりとのことです。なお、当該財務予測については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しているとのことです。

当該財務予測には対前年度比較において大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれておりますが、大幅な増減の要因については、上記「(オ) 対象者における独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の「(ii) 算定の概要」に記載のとおりとのことです。

フロンティア・マネジメントは、対象者株式の株式価値の算定に際して、対象者から受領した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、対象者株式の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でフロンティア・マネジメントに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者事業計画に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者の資産及び負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。フロンティア・マネジメントによる対象者株式の算定は、2023年5月11日までの上記情報を反映したものととのことです。

(iii) 対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の概要

本特別委員会は、2023年5月11日付で、フロンティア・マネジメントより、本公開買付価格が対象者の少数株主（預金保険機構及び整理回収機構を除きます。以下、対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の概要において同じです。）にとって、財務的見地から公正である旨の意見（フェアネス・オピニオン）を取得しているとのことです。対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）は、フロンティア・マネジメントが、対象者より提出した事業計画及び財務情報等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けたうえで実施した対象者株式価値の算定結果に加え、本公開買付けの目的・背景に関するヒアリング、フロンティア・マネジメントが必要と判断した対象者の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにフロンティア・マネジメント内部の手続に従い、フロンティア・マネジメントにおけるエンゲージメントチームとは独立したメンバーによる審査会における審査・レビューを経て提出されているとのことです。

（注） フロンティア・マネジメントは、対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の作成に当たり、対象者に関する公開情報や対象者からフロンティア・マネジメントに提供された情報を利用しており、それらがいずれも正確かつ完全であること、対象者株式の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でフロンティア・マネジメントに対して未開示の事実はないことを前提としているとのことです。フロンティア・マネジメントは、独自にその正確性及び完全性についての検証は行っておらず、かかる義務を負うものではないとのことです。したがって、フロンティア・マネジメントは、これらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する一切の責任を負わないとのことです。また、フロンティア・マネジメントは、対象者の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶

発債務を含みます。)について、個別の分析及び評価を含め、独自に評価や鑑定は行っておらず、また、第三者機関へ評価や鑑定の依頼も行っていないとのことです。さらに、フロンティア・マネジメントは、倒産、支払停止又はそれらの類似する事項に関する適用法令の適用可能性を含め、対象者及び対象者の関係会社の信用力についての評価又は調査も行っていないとのことです。また、本公開買付け後に預金保険機構及び整理回収機構が対象者より将来受け取る可能性のある公的資金の返済額に関連する事項については対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の対象外であるとのことです。

フロンティア・マネジメントは、対象者の事業計画その他将来に関する情報及び資料については、対象者の経営陣により現在可能な最善な予測と判断に基づき合理的に作成又は検討されたものであり、その事業計画に従い対象者の財務状況が推移することを前提としているとのことです。また、フロンティア・マネジメントは事業計画の実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析もしくは予測又はそれらの根拠となった前提条件について何ら見解を表明するものではないとのことです。

フロンティア・マネジメントは、法律、会計又は税務の専門機関ではなく、本公開買付けに関する法律、会計又は税務の問題点の有無等を独立して分析又は検討を行うものではなく、その義務を負うものでもないとのことです。

フロンティア・マネジメントは、本公開買付けに関して、本特別委員会の財務アドバイザーを務めており、本公開買付けに関する交渉の一部に関与しており、そのサービスの対価として、対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の提出に伴い報酬を受領する予定とのことです。対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の提出にあたっては、対象者とフロンティア・マネジメントとの業務委託契約書に規定する免責条項及び補償条項が適用されるとのことです。

対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）は、本特別委員会が、本公開買付けにおける公開買付価格の妥当性を検討するために参考となる情報を提供することのみを目的としており、他のいかなる者に対して対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の情報を提供することを想定していないとのことです。対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）は、本公開買付け公表後の対象者の株価について意見を述べるものではないとのことです。また、対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）は、本公開買付けの対象者における事業戦略上の位置付け、又は本公開買付けの実施によりもたらされる便益について言及しておらず、対象者による本公開買付けの実行の是非という経営上の判断について意見を述べるものではないとのことです。また、対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）は、少数株主、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、少数株主に対して、本公開買付けへの応募や、本公開買付けに関する議決権等の株主権の行使について何らの勧誘・推奨を行うものでもなく、その権限も有していないとのことです。したがって、フロンティア・マネジメントは、対象者フェアネス・オピ

ニオン（フロンティア・マネジメント）に依拠した少数株主の皆様及び第三者の皆様に対して何らの責任も負わないとのことです。

対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の内容は、対象者とフロンティア・マネジメントとの業務委託契約書において認められている場合を除き、書面によるフロンティア・マネジメントの事前の同意なしに、要約、参照若しくは引用等の態様を問わず第三者に開示されず、又は目的外に使用されないことを前提としているとのことです。

対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）は、対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の日付現在における事業環境、経済、市場、金融情勢その他の状況を前提とし、また、当該日付現在でフロンティア・マネジメントが入手している情報に依拠しているとのことです。フロンティア・マネジメントは、対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の提出に際し、本公開買付価格が実現可能な最良価格であるか否かについては分析及び検討をしておらず、また、分析及び検討を行う義務を負うものではないとのことです。

対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）は、今後の経済環境の変化等により、対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の内容又はその前提となる事項が影響を受けることがあります。フロンティア・マネジメントはその意見を修正、変更又は補足する義務を負わないとのことです。対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）は、対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）に明示的に記載された事項以外、又は対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではないとのことです。

（キ）対象者における独立した検討体制の構築

上記「2 買付け等の目的」の「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、SBIHDグループから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。

具体的には、対象者は、2023年2月8日に初期的提案書を受領した後、本取引に関する検討（対象者の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、SBIHDグループ各社の役職員を兼務しておらず、かつ過去にSBIHDグループ各社の役職員としての地位を有していたことのない対象者の役職員の合計6名から構成されるものとし、かかる取扱いを継続しているとのことです。プロジェクトチームのメンバーのうち1名（対象者の執行役員）については、SBIHDが提唱する地方創生への取り組み趣旨に賛同し、地方創生の実現という共通の想いを有する各社との間で、地方創生パートナーズを共同設立したことに伴い、2020年8月31日から2023年4月3日まで、SBIHDグループに属する株式会社の非常勤取締役（いずれも無報酬）を兼務していたとのことです。当該執行役員は、対象者の従業員として20年以上勤務をして

いることや、対象者の執行役員グループ戦略企画部長兼グループ経営企画担当として対象者の経営企画の責任者であることから、本取引に関する検討（対象者の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに公開買付者との協議及び交渉への関与が不可欠であると判断し、プロジェクトチームに参画しているとのことです。かかる取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制に独立性の観点から問題がないことについては本特別委員会の確認を得ており、かつ、上記執行役員の関与の態様についても本特別委員会に相談を行い、確認を経ているとのことです。

但し、本四者間契約については公的資金の返済など、本取引の実施後における対象者の経営に関する重大な事項を含んでいることから、過去にSBIHDグループ各社の役職員としての地位を有していた五味廣文取締役、川島克哉取締役及び畑尾勝巳取締役も関与しているとのことです。

なお、かかる取扱いを含めて、対象者の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ており、かつ、過去にSBIHDグループ各社の役職員としての地位を有していた五味廣文取締役、川島克哉取締役及び畑尾勝巳取締役の実際の関与の態様についても本特別委員会に報告を行い、確認を経ているとのことです。

(ク) 対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者取締役会は、上記「2 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた助言、並びに対象者株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）、対象者フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）、並びに本特別委員会へ提出された対象者株式価値算定書（フロンティア・マネジメント）及び対象者フェアネス・オピニオン（フロンティア・マネジメント）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議したとのことです。

その結果、対象者は、上記「2 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者を非公開化することで、上記「2 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に掲げる（ア）から（ウ）のシナジーやメリットが実現可能となると考えることから、対象者の非公開化が最善であると判断し、2023年5月12日開催の対象者取締役会において、対象者取締役合計9名のうち、審議及び決議に参加した対象者取締役6名（うち5名が独立社外取締役）の過半数（賛成5名、反対1名（社外取締役））の承認により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株

主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

決議に反対をした道あゆみ取締役の反対の理由は以下のとおりとのことです。

- ・ 本特別委員会がSBIHDらに最後に提案した本公開買付け価格（1株あたり3,000円）、及び、同価格に応じられない場合の最終的な条件として本特別委員会が提案した買付予定数の下限の設定の、いずれも受け入れられなかった経緯、並びに、当該申入れが、公的資金「返済」の道筋をつけることを目的の一つとすることから、株主は、非公開化後の公的資金「返済」の額とそれに要する期間の目処を踏まえて本取引の公正性、本公開買付けへの応募の当否を判断する可能性があるところ、本答申書が上記期間を「相応の期間」と説明すること等を勘案するに、また、本答申書の反対意見、補足意見に照らすなら、今回、本公開買付けへの応募を推奨するに十分な「適切な開示」がなされたと評価することも、「本取引の条件」を前提に、本取引に賛同しかつ本公開買付けに応募を推奨するとまで判断することも、困難と考える。

また、上記の取締役会においては、対象者監査役合計3名のうち、審議に参加した対象者監査役3名（うち2名が独立社外監査役）全員が上記のいずれの決議についても異議がない旨の意見を述べたとのことです。

対象者取締役9名のうち、五味廣文取締役、川島克哉取締役及び畑尾勝巳取締役については、過去にSBIHDグループにおいて役員を務めていたことがあることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、本特別委員会の設置に係る2023年3月9日付の取締役会決議以降の本取引に係る対象者取締役会（上記の2023年5月12日開催の対象者取締役会を含みます。）の審議及び決議に参加していないとのことです。

(ケ) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

SBIHDらは、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、SBIHDらは、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）について法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、法令に定められた最短期間に照らして比較的長期間である30営業日としております。SBIHDらは、公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様对本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、SBIHDら以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性も担保することを企図しております。

(コ) 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

SBIHDらは、上記「2 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに株式併合を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して価格決定申立て又は株式買取請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される

金銭は本公開買付価格に当該各株主の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

③ 算定機関との関係

SBIHD らのフィナンシャル・アドバイザーであるシティグループ証券は、SBIHD ら、預金保険機構、整理回収機構及び対象者の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
55,072,084(株)	－ (株)	－ (株)

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である 55,072,084 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された 2023 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (205,034,689 株) から、同日現在の対象者が所有する自己株式数 (889,718 株)、本日現在において公開買付者が所有する対象者株式数 (102,159,999 株) 並びに預金保険機構及び整理回収機構が所有する本不応募株式 (46,912,888 株) を控除した株式数です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,021,599 個	(買付け等前における株券等所有割合 50.04%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	469,128 個	(買付け等前における株券等所有割合 22.98%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,572,319 個	(買付け等後における株券等所有割合 77.02%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	469,128 個	(買付け等後における株券等所有割合 22.98%)
対象者の総株主の議決権の数	2,040,946 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した、本公開買付けにおける買付け予定数 (55,072,084 株) に係る議決権の数 550,720 個に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議

決権の数」である1,021,599個を加算した数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、今後、特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、速やかに訂正した内容を開示する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2022年11月21日に提出した第23期第2四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2023年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(205,034,689株)から、対象者が所有する同日現在の自己株式数(889,718株)を控除した株式数(204,144,971株)に係る議決権数(2,041,449個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 154,201,835,200 円

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

株式会社 SBI 証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

② 決済の開始日

2023年6月30日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」

に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の証券取引口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びヲ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までにニュージーランドの海外投資局（Overseas Investment Office）から取得した本取引に関する承認が取り消された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisecc.co.jp>）画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午前 9 時までに、公開買付代理

人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0800-222-2999（通話料無料））までご連絡いただき、解除手続きを行ってください。

また、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在している SBI マネープラザ株式会社の各部支店（注）（以下「店頭応募窓口」といいます。）経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午前9時までに、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在している SBI マネープラザ株式会社の各部支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付の上、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が、店頭応募窓口に対し、公開買付期間の末日の午前9時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社 SBI 証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

（その他の株式会社 SBI 証券の営業所、又は株式会社 SBI 証券の担当者が駐在している SBI マネープラザ株式会社の各部支店）

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

（注）店頭応募窓口は次のとおりとなります。

公開買付代理人の本店

公開買付代理人の営業所

大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所

なお、公開買付代理人の営業所は、SBI マネープラザ株式会社の支店（大阪支店、名古屋支店、福岡中央支店）に併設されております。

公開買付代理人の担当者が駐在している SBI マネープラザ株式会社の各部支店

会津支店 熊谷中央支店 新宿中央支店 松本支店 伊那支店

名古屋支店 大阪支店 福岡中央支店 鹿児島中央支店

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

- ・ 応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと
- ・ 本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと
- ・ 買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと
- ・ 他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

(10) 公開買付開始公告日

2023 年 5 月 15 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

4. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け成立後の方針等については、上記「2 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」、「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由」をご参照ください。

5. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年5月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆さまに対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

上記対象者取締役会の意思決定過程については、対象者プレスリリース及び上記「3 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(ク) 対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「2023年3月期 決算短信 [日本基準] (連結)」の公表

対象者は、2023年5月12日付で「2023年3月期 決算短信 [日本基準] (連結)」を公表しております。当該公表に基づく対象者の連結損益状況等の概要は以下のとおりです。なお、当該内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査証明を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、対象者が同日に公表した「2023年3月期 決算短信 [日本基準] (連結)」をご参照ください。

(ア) 損益の状況 (連結)

会計期間	2023年3月期
経常収益	421,853 百万円
経常利益	52,136 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	42,771 百万円

(イ) 1株当たりの状況 (連結)

会計期間	2023年3月期
1株当たり当期純利益	209.47 円
1株当たり配当額	12.00 円

② 「2023年3月期 剰余金の配当に関するお知らせ」の公表

対象者は、2023年5月12日に公表した「剰余金の配当に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年3月期の期末配当を未定としておりましたが、2023年5月12日開催の対象者取締役会において、2023年3月31日を基準日とする剰余金の配当として、1株当たり12円の剰余金の配当を行うことを決議したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

③ 「取締役、監査役および補欠監査役候補の選任について」の公表

対象者は、2023年5月12日に公表した「取締役、監査役及び補欠監査役候補の選任について」に記載のとおり、2023年6月27日開催予定の対象者の第23期定時株主総会に付議する取締役、監査役及び補欠監査役の候補について、2023年5月12日開催の対象者取締役会において決定したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

以 上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先：

SBIホールディングス株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 03-6229-0126

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)又は第 14 条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けに適用されず、本公開買付けはそれらに定められた手続又は基準に沿って実施されません。本プレスリリースに含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものでなく、したがって米国企業の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、これらの者に対し、米国の証券関連法を根拠として権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。加えて、米国外の法人又はその役員に対し、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

公開買付者及びその関連者（affiliate）、並びに公開買付者及び対象者の各財務アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制その他の適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定において、本公開買付けの開始前又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英文ウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】

本プレスリリース中の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれます。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられる場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。